

Vol.2 No.4 2000

メコン フォーラム *Mekong*

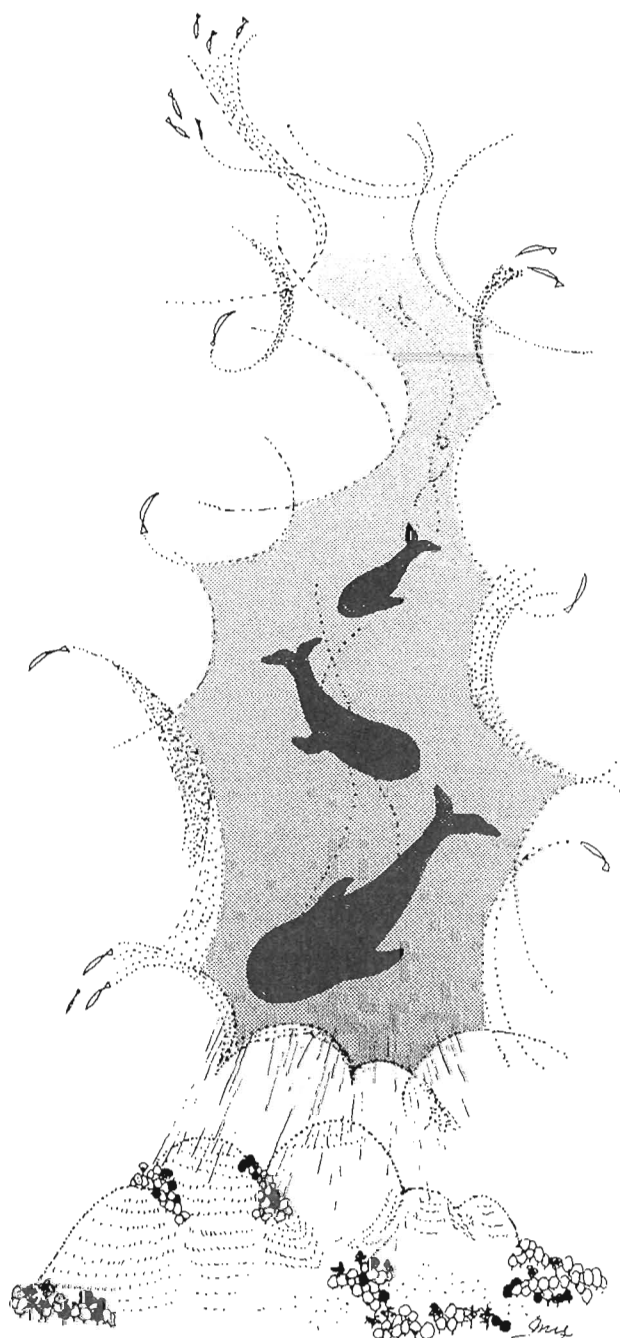
今号の内容

<特集 1>世界ダム委員会

- 世界ダム委員会(WCD)とメコン 2
- 過去から未来へ 3
WCDは何を伝えているのか
- メコン河流域国のダムと日本 10
WCDの勧告は何を解決できるのか
- ビルマのタサンダム 14
数字の裏に何があるか

<特集 2>サムット・プラカン汚水 処理プロジェクト

- 問題を複雑化させる住民回避 18
サムット・プラカン汚水処理プロジェ
クトの現場から
- 試される ADB のアカウンタビリティ 22
- メコン・ニュースダイジェスト 25
パクムンダム
サムット・プラカン汚水処理プロジェクト
メコン河大洪水
- 写真でつづるめこん④ 28
ムンの砂浜
- リソース&情報センター 30
Dams and Development
21世紀の開発援助 メコン河開発
Water Margins
Dispossessed



Mekong Watch Japan

世界ダム委員会(WCD)とメコン

2000年11月16日、ロンドンで世界ダム委員会(WCD)の最終報告書が、ネルソン・マンデラ前南アフリカ大統領によって発表された。本特集で紹介する通り、画期的な部分を数多く含んでいる。具体的な内容はそちらに譲るとして、もう1つ注目したいのは、WCDにはダムを進める企業と、明確に反対の立場をとるNGOの双方が入り、準備から2年間余り、ついに離れることなく最終報告書までたどり着いたことである。

始まりは世界銀行のダム再検討だった。1996年に最初のフェーズが終了したが、「過去の教訓を活かせば大規模ダムへの支援は今後も続けるべきだ」と結論づけ、環境NGOから激しい非難を受けた。ちなみにWCDが「大規模」と分類しているのは高さ15メートル以上のダムである。世界銀行の理事会は、ダム再検討の第2フェーズではNGOや企業などを巻き込むように注文をつけた。そこで以前から世界銀行との協力関係を築いていた国際的な環境NGOの国際自然保護連合(IUCN)に参加を求め、IUCNはダムに最も批判的なNGOの国際河川ネットワーク(IRN)に相談を持ちかけたのである。「IUCNの誠実な姿勢に感銘した」というIRNは、インドのナルマダダムに反対するグループなど4団体と共にこのプロセスに足を踏み入れ、独立した調査委員会の設置を求めた。それがWCDである。

しかしWCD設立は容易ではなかった。委員がダム推進派に偏っているとしてIRNらが態度を硬化させ、全委員の少なくとも半数はダムに批判的なNGOが「納得できる人」にすべきであり、それが果たせないのであればプロセスから撤退すると最後通牒を突きつけた。最終的には合意に達するわけだが、設立準備は予定の2倍を要した。設立後も、例えばタイのケーススタディ調査では、やり方が強引だと地元のダムに批判的なグループから批判を受けた。インドでは政府から現地調査を断られたし、ベトナムでの地域会議では日本からの発表者のほとんどがダム開発側で占められ、選考方法に疑問が投げかけられた。しかし分裂だけは回避され、ロンドンでの華やかな式典にこぎつけることができたのである。

WCDの最大の特徴は、ダム賛成派も反対派も対等な「力」を与えられていたことだ。それを担保したのが、先に述べた委員のバランスのほか、異なる利害関係者の代表によるWCDフォーラムの存在と資金源の分散化がある。委員会へ助言を与えるWCDフォーラムにも、やはり賛成派と反対派から68人が参加した。財政的に独立性を保つため1機関からの資金提供が全体の10%を超えないようにし、公共・民間・市民社会の53機関が資金協力を行った。そこには世界銀行、アジア開発銀行のほか、日本の国際協力銀行も加わっている。WCDは独立した委員会であり、最終報告書や勧告に拘束力はない。しかし、ここにまとめたプロセスと、そこに参加した多様なアクターを考えれば、勧告をそれぞれが尊重すべき道義的理由があると言えるのではないか。

WCDの最終報告書と勧告の土台となった調査結果(WCD Knowledge Base)は膨大である。79カ国から900以上のレポートが提出され、4カ国でのコンサルテーションに59カ国からのべ1400人が参加した。17のテーマ別レビューに25カ国の130人の執筆者が議論に加わり、56カ国の125のダムを調査した。その結果がこれからお話しするWCD最終報告書である。そこには何が書かれているのか、メコン河流域国で進められている200を超えるダム開発計画にとってどんな意味があるのか、是非とも一緒に考えて頂きたい。

過去から未来へ WCDは何を伝えているのか

世界ダム委員会(WCD)最終報告書は大きく2つのパートに分かれている。前半が過去のダムを分析したグローバルレビュー、後半の4つの章は、それをもとに将来のダム計画に適用すべき基準やガイドラインを具体的な形で提言している。フォーラム Mekong では、このうち将来のダム計画への提言内容についてポイントをまとめてみた。(編集部)

● 5つの共通理解

2年以上にわたる調査と、世界中のダム推進派と反対派を巻き込んだ WCD は、多くの報告書を「生産」した。タイのパクムンダムを含む8つのケーススタディ、125のダムの横断的分析である17のテーマ別研究、インドと中国の国別調査、更に、ベトナムのハノイを含む4回の地域会議では、のべ950近い提案や報告が提出された。しかし、その全てのレポートの内容と提言は WCD の見解ではないと重ねて明記している。WCD が責任を持つのは唯一、最終報告書だけなのである。延べで数千ページに及ぶその他のレポートは、この最終報告書の参考資料に過ぎない。では付録を含めて400ページを超える WCD 最終報告書は何を伝えているのだろうか。

ダム推進派と反対派の双方がプロセスに参加し合意した最終報告書は、5つの点で共通理解を示した。第1に、ダムは人類の発展に重大な貢献をし、その恩恵は多大であった。第2に、非常に多くの場合、そうした恩恵を守るために、特に社会環境面で、移転住民や下流域の住民、納税者、そして自然環境自体が、受け入れがたい不必要な高い代償を払ってきた。第3に、ダムの恩恵が公正に分配されなかったため、多くのダムの価値が疑問視された。第4に、様々な代替案に関して権利を持ちリスクを背負う全ての人たちがテーブルにつくことによって、紛争や競合する利害の前向きな解決の条件を作り上げる。第5に、交渉を通じて、初期の段階での好ましくないプロジェクトを排除し、カギとなるステイクホルダーが最も必要性に応じていると合意する代替案だけを提示することによって、水資源・エネルギープロジェクトの開発効果を

大きく改善する。

この5つの共通理解は「ステイクホルダー、公正、代替案、話し合いや交渉」といった、WCD 最終報告書全体を流れるキーワードの源泉となっていると言えよう。

● 最終報告書が示す政策的な枠組み

最終報告書の提言部分は130ページ近くあり、雑然と読んでみると相互のつながりが見えなくなる。ここでは、提言部分の流れを説明しておこう。

まず最終報告書は、プロセスや手続きの変更だけでは、過去に生じた問題の解決には不十分だとして、規範的な基盤を重視している。そして国際的に受け入れられている開発に関わる規範として「世界人権宣言」「国連の発展のための権利に関する宣言」「環境と開発に関するリオ宣言(地球サミット)」を挙げている。また開発のプロセスや成果を改善するためには、「公正、効率、参加型意思決定、持続可能性、アカウンタビリティ(説明責任)」を柱となる価値観に据えることを提言している。

過去のダムについての WCD による膨大な調査結果やこうした規範的な枠組みは、開発のプロセスや意思決定にとって、旧来の費用便益分析が不十分であることを示しており、最終報告書は公正で持続可能な開発のためには「権利の認識とリスクの評価」に基づく新たなアプローチが必要であると提案している。過去のダムプロジェクトからの教訓、人権や社会・環境面の持続可能性など規範的な枠組み、開発のベースとなる価値観、そして「権利とリスクのアプローチ」という提言のための基礎を確認した上で、WCD 最終報告書は、「7つの戦略的な優先事項」、

開発プロセスにおける「WCD 基準」、「ガイドライン」、そしてステイクホルダーへの「提言」を具体的に示しているのである。

● 7つの戦略的優先事項

水・エネルギーセクターにおいて、旧来のトップダウン的で技術中心的な費用便益分析から、公正で持続可能な開発に移行するために、WCD 最終報告書は7つの戦略的優先事項に基づいて意思決定を行うように提言している。

①パブリックによる受け入れ

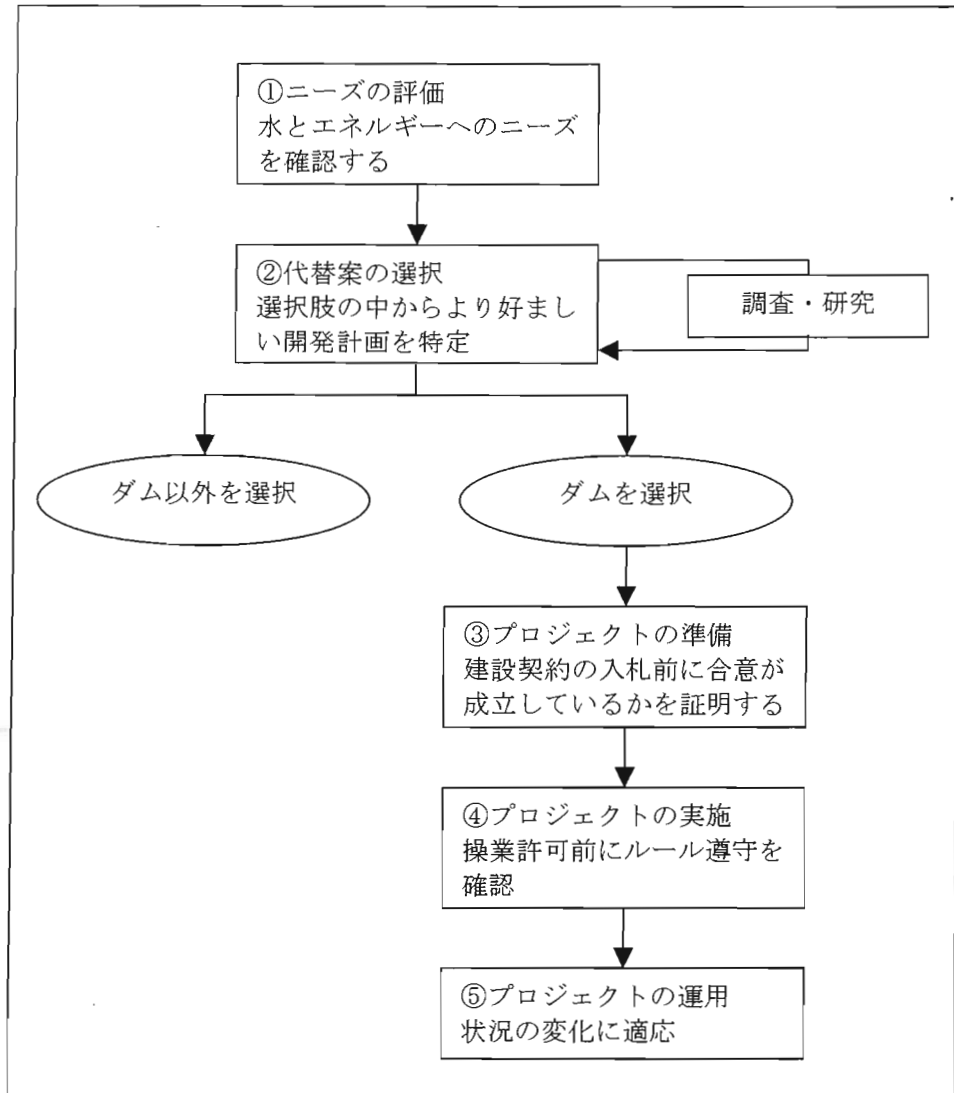
ステイクホルダーの特定は権利とリスクに基づく。ステイクホルダーの参加は十分な情報を得たものである。意思決定の受け入れは透明なプロセスと交渉を通じて論証される。特に先住民族、部族 (tribe)、女性、脆弱なグループ。

②包括的な選択肢 (代替案) の評価

参加型プロセスによる。全ての政策・制度・管理・技術の選択肢を評価するのに使われる。社会・環境面は経済・技術と同等の重要性がある。既存システムの効率と持続可能性の向上に優先順位。

③既存のダムへの取り組み

長期的に既存ダムの便益・影響などを再評価する。便益の回復・改善・最適化の実施。被影響地域社会と一緒に既存ダムの社会問題を評価する。予期されなかった影響を特定する。ダムの運用合意は期限付きにし、再計画や再免許の際に調査を行う。



④川と生活の維持

生態システムの機能・価値・住民生活の依存度への理解。意思決定は生態システム・社会・環境影響の回避に優先順位。生態システムの機能や自然自体の価値を国の政策に。絶滅の危機にある種への影響回避を優先。下流の環境と生活のための「環境フロー」を流す。

⑤権利の認識と利益の分配

負の影響を受けるステイクホルダーの特定と交渉への参加の基礎。影響評価に含まれる範囲は広い。負の影響を受ける人々は互いに合意された緩和・住民移転・開発の権利を取り決める。負の影響を受ける人々は最初の受益者となるようにする。

⑥ルールの遵守

ルール遵守は独立した透明性ある再評価を受ける。遵守計画は事前に用意し拘束力のある処置

を特定する。遵守メカニズム関連の費用はプロジェクトに組み込む。不正行為は様々な手段で回避。公的・私的な金融機関がインセンティブを形成する。

⑦平和・発展・安全のための川の共有
 一国の水政策は流域国間の合意に関する条項を入れる。流域複数国は公正に分配すべきは水ではなくその便益だというアプローチをとる。他の流域国がダムに反対し独立パネルが支持した場合は建設されない。解決困難な国家間紛争は国際司法裁判所などを活用する。

● 5つの意思決定段階ごとの WCD 基準と 26 のガイドライン

今述べた 7 つの戦略的優先事項を、水・エネルギー開発の 5 つの段階に沿ってポイントを書き記したのが WCD クライテリア（基準）である。WCD 最終報告書では、ダムプロジェクトの計画と開発の意思決定においてカギとなる段階を、①ニーズの評価、②代替案の選択（調査研究）、③プロジェクトの準備、④プロジェクトの実施、⑤プロジェクトの運用、に分けて検討している。

5 つの段階におけるポイントは図 1 に示した通りである。最終報告書の中では、5 つの段階に「調査・研究」を加えた 6 段階ごとに、7 つの戦略的優先事項をどのようにチェックするかリストが掲載されている。そのチェックリストを表 1（後掲）にまとめてみた。ここでは個々の基準には触れないが、実際のプロジェクトに応用できるほど具体的に示されている。

また、WCD 基準を満たしながら、いかにして代替案や計画を検討しダムプロジェクトを実施するかについて、26 項目からなるガイドラインを詳細に示している（表 2）。ガイドラインは 7 つの戦略的優先事項に沿って提示されており、その項目だけを表 2 に示した。それぞれの項目については WCD 最終報告書の中で詳しく述べられており、チェックリスト（WCD 基準）同様、このガイドラインを直接活用することが可能なほど具体的である。

● 進行中のダムの場合

WCD 最終報告書は「特別なケース：進行中の

- | |
|---|
| <p>①パブリックによる受け入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ステイクホルダー分析 (2) 交渉による意思決定プロセス (3) 自由な、事前の、十分な情報に基づく合意 <p>②包括的な選択肢（代替案）の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> (4) 環境・社会・健康・文化遺産に関する戦略的影響評価 (5) 環境・社会・健康・文化遺産に関するプロジェクトレベルの影響評価 (6) 多基準（Multi-Criteria）分析 (7) ライフサイクル評価 (8) 温室効果ガス排出 (9) プロジェクトの分配分析 (10) 社会環境影響の価値測定 (11) 経済リスク評価の改善 <p>③既存のダムへの取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> (12) 社会・環境的関心を反映した運用ルールの確立 (13) 貯水池運用の改善 <p>④川と生活の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> (14) 基準となる生態システム調査 (15) 環境フロー評価 (16) 生産的な漁業の維持 <p>⑤権利の認識と利益の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> (17) 基準となる社会条件 (18) 貧困化リスク分析 (19) 緩和・住民移転・開発に関する行動計画の実施 (20) プロジェクトの利益共有メカニズム <p>⑥ルールの遵守</p> <ul style="list-style-type: none"> (21) 遵守計画 (22) 社会・環境問題のための独立審査パネル（委員会） (23) 契約履行保証（Performance Bonds） (24) 信託基金（Trust Funds） (25) 道徳協定（Integrity Pacts） <p>⑦平和・発展・安全のための川の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> (26) 河川共有の手続き |
|---|

表 2 WCD の基準を満たすためのガイドライン

ダム」というタイトルで、わずか 2 ページではあるが、プロジェクトが実現可能性調査段階や、詳細設計段階、あるいは建設段階にある場合でも手遅れではないとして、以下のような具体的な提言をまとめている。

ここでは詳細に触れないが、実現可能性調査段階としては後述するビルマのタサンダムが、詳細設計段階では世界銀行が支援を検討しているラオスのナムトゥン 2 ダムが、また建設段階

としては、日本の国際協力銀行が融資したフィリピンのサンロケダムやケニアのソンドゥミリウダムなどが国際的に大きな問題になっている。

- ・ ステイクホルダーに影響を与える全ての問題について協議するフォーラムの参加者を特定するために、権利の認識とリスクの評価に基づいたステイクホルダー分析を行う
- ・ 脆弱で不利な条件下のステイクホルダーが十分な情報が与えられた状態で参加できるような支援をする
- ・ 誰がプロジェクトのコストと利益を受けるのかを評価するための分配分析を行う
- ・ 立ち退かされたり影響を受けたりする人々に対する開発の機会や利益の共有を促進するために、合意に基づく緩和・移転手段を開拓する
- ・ 深刻で取り返しのつかない生態システム影響を、設計変更によって回避する
- ・ (下流に必要な) 環境フローを提供し、回避できない生態システムへの影響を緩和もしくは補償する
- ・ 救済や遵守のメカニズムを設計し実施する

● ステイクホルダーへの勧告

WCD 最終報告書は最終の第 10 章で、水・エネルギー政策に関わる様々なステイクホルダーに対して、提言と勧告を示している。

政府・関係省庁へ

- ・ 過去のダムにおける未解決の問題に取り組むための多様なステイクホルダーによる独立した委員会を設置する
- ・ 大規模ダムプロジェクトに関する既存の手続きや規則を再検討することを求める
- ・ 資源保全、効率性、分権的な代替案に対するあらゆる偏向や、参加プロセスを開かれたものにする事へのあらゆる障害を評価し排除するための、法律・政策・制度的枠組みを再検討する
- ・ 大規模ダムプロジェクトをめぐる紛争解決と第三者審査を進めるための基準とガイドラインを作る
- ・ 全てのダムについて時限付きの免許制度を

導入する

国内 NGO と国際 NGO ネットワークへ

- ・ カギとなる問題に関して他のアクターとの横断的なパートナーシップに参加する
- ・ 透明性と公開性を推進するため幅広く情報を収集、分析、発信する
- ・ 合意事項を遵守しているかをモニターし、不当な扱いをされた関係者が、際立った意見の不一致の問題を解決したり救済を求めたりすることを支援する
- ・ ステイクホルダーが正当な権利を明らかにするのに適切なフォーラムの設置に貢献する

被影響住民組織へ

- ・ 未解決の社会や環境影響を明らかにし、関係当局にその問題の解決に向けた効果的なステップを取るよう説得する
- ・ ニーズと代替案の評価プロセスのための技術的かつ法的な能力を強化するため、支援者ネットワークとのパートナーシップを作り出す

業者、契約者、開発者、コンサルタントへ

- ・ WCD の原則、基準、ガイドラインの受け入れを企業の政策や会社の印刷物で公表する
- ・ 全ての契約と調達に対して不正をなくすため道徳協定 (Integrity Pacts) を採用する
- ・ WCD のガイドラインの遵守を確かに行行動で示すために、自発的な行動規定、管理システムそれに認証手続きを策定し取り入れる
- ・ コンサルタント会社は、WCD が提案している手法 (分配分析、多基準分析、リスク分析、権利とリスクのアプローチ、環境フロー分析など) の有効性を洗練させる
- ・ 建設から 5 年後に、ダムの設計者は、予測された社会・環境・財政・経済パフォーマンスの評価に参加するか、少なくともその評価結果を確実に受け取れる仕組みを整える。こうした評価を一般に入手可能にする。

民間資金提供者へ

- ・ 水資源と発電セクターにおいて、大規模ダムを含めたあらゆる代替案に資金提供する際に活用できる格付けの基準を作り出す
- ・ 適切な代替案評価に本来備わっているリスク軽減機会を認識して、保険や出資や社債発行プレミアムの評価において環境・社会面の問題について法的に拘束力のある取り決めを作り出す
- ・ WCD の原則と基準そしてガイドラインを企業の社会責任政策や声明に取り入れる
- ・ WCD のガイドラインを個々のプロジェクトの支援や投資を評価する社会環境スクリーンとして用いる

二国間援助機関と多国間開発銀行へ

- ・ 各国が WCD 報告書への対応を策定し、その勧告を実施する道筋を見出せるように支援するプログラムを作る
- ・ 資金提供が認められた全てのダム選択肢が、合意された過程の下、代替案のランク付けに基づいて WCD のガイドラインを尊重していることを確実にする
- ・ 水準が低かったかもしれないもの、あるいは未解決の問題を示しているプロジェクトを明らかにし、借り手国がそういったプロジェクトによる財政負担に対して行う取り組みを共有するために、過去のプロジェクトのポートフォリオを再評価する。これには、それに関わる未払いの債務をキャンセルすること、債務支払いに影響地域向けの開発支援に置き換えること、あるいは借入国が未解決の経済・社会・環境問題に取り組むことを助けるための新たな支援を供与すること、などが含まれる。

輸出信用機関へ

- ・ 金融保証のための共通の環境社会基準を導入する。そうした基準に沿ってプロジェクトを審査するための制度的な能力を強化する

- ・ 1 つの機関が拒否したダムプロジェクトを他の機関が受け入れることのないように、国際的なレベルでの調整を改善する
- ・ ダムプロジェクトへの民間セクター応募者に対して、適切な業務調査 (due diligence) 基準あるいは WCD 勧告を守る自主的な行動規定に合致するよう要求する
- ・ コンサルテーションや情報公開は標準的な手続きとして推進する

● 世界ダム委員会を超えて

WCD 最終報告書は次の一文で終わっている。「わたしたちの話は語り終えました。これから何が起きるかは皆さんにかかっています」

2000年11月16日にWCD最終報告書がロンドンで発表されてから、様々な国際機関やステイクホルダーが、WCD基準やガイドラインをどうやって適用するか議論を続けている。これまで入手した情報によれば、ヨーロッパの企業が支持を表明したり、アメリカの輸出入銀行が自らの環境ガイドラインにさっそく導入して草案を作成したりしているようだ。

しかし肝心の世界銀行は、内部に消極的な意見も聞かれ、2001年2月下旬にケープタウンで開催されるステイクホルダー会議や、2001年度半ばにも理事会への提出が予想される水資源セクター戦略ペーパーの策定プロセスの中で、徐々に明らかになっていくと思われる。アジア開発銀行も好意的な反応をしているものの、WCD基準やガイドラインの具体的な適用については態度を明確にしていない。

国内に多数のダム問題を抱え、更に海外のダム事業への資金協力も他国を圧倒している日本政府は、今のところ明確な方針を公表していない。世界ダム委員会を受けて、これから日本で何が起きるかは、まさにこの国の市民社会にかかっていると言える。

表 1 WCD 基準 (チェックリスト) その 1

WCD 最終報告書をもとに松本悟が作成

パブリック による受け 入れ	ニーズ評価	代替案の選択	調査	プロジェクトの準備	プロジェクトの実施	プロジェクトの運用
<ul style="list-style-type: none"> ・ステイクホルダー分析を使って協議計画を作成したか (G1) ・パブリック協議を通じてニーズを把握し協議結果は公開したか ・開発目的は、社会・経済・環境面の価値、要求、機能、影響についての流域全体での理解を反映し、それによって相乗的作用や衝突の恐れがある領域を特定したか ・協議を通じて出されたニーズと開発目的で述べられたニーズの相違に対処するために適切なプロセスを設けたか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ステイクホルダーは代替案のリスト作り、その評価、自分たちに影響を与えようとする結果の交渉に参加したか (G1, G2) ・交渉過程のために合意された紛争解決メカニズムをステイクホルダーの参加と合意で設置したか (G2) ・自分たちに影響する恐れのある全ての計画された選択肢の開発計画への関与について、先住民は自由で、事前の、情報提供に基づく同意を与えたか (G3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査は社会・経済・環境面の価値、要求、機能、累積的なものを含む影響に関する流域全体の理解について分析され、事前注意アプローチが適用されたか (G5) ・資源保全手段、需要側管理、ローカルな供給側選択肢、それに既存の仕組みの改善について扱った調査報告は、セクターの需要予測に反映されたか ・プロジェクト内代替案は多基準アプローチを使って評価されたか (G6) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ステイクホルダーはプロジェクト設計と影響を受ける結果の交渉に参加したか (G12) ・先住民と部族民がプロジェクトへの自由な、事前の、十分情報を与えられた同意を与えたか (G3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ステイクホルダーは緩和手段のモニタリングや影響を受ける結果についての交渉に参加したか (G12) ・技術・社会・環境面の問題や水文期間と撤去期間に直面する問題に対して、事前のステイクホルダーと協議メカニズムを合意したか ・撤去前に、緊急放水に関する不測の事態の計画がステイクホルダーと合意され、広く知らされたか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ステイクホルダーの特定は、その人や環境に影響する運用の問題や提案された変更を検討するためになされたか (G1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・5~10 年毎にステイクホルダーが参加して、プロジェクト運用と実績の全側面を周期的に評価し、必要に応じて再交渉しているか ・周期的な再評価、再計画、あるいは再免許の行使の一部として、参加型の多基準アプローチを通じて、近代化プログラムや代替的な運用体制が検討されているか (G13) ・モニタリングと評価のプログラムでは、気候変動(雨量や川流の増減)が便益とダムとの安全性に与える影響を明確に考慮すべき ・代替案や影響評価を含めた完全な実施可能性調査が、撤去を含めた全ての大きな物理的変化の提案に対して行なわれているか
<ul style="list-style-type: none"> ・法律・政策・制度上の仕組みを再検討し、資源保全・効率・分権的選択肢・ニーズと選択肢の参加型評価に取り組んだか 	<ul style="list-style-type: none"> ・戦略的影響評価とライフサイクル評価はこの過程の最初の段階で統合され始められたか (G4, 7, 8, 14, 17) ・代替案から好ましい選択肢をスクリーニング・選択するために多基準評価を使ったか (G6) ・代替案のスクリーニングは【全ての政策、プログラム、プロジェクト代替案をカバーしたか】【技術・経済・財政要因と同じ重要性を社会・環境面と与えたか】【供給サイドと同じ重要性を需要サイドの選択肢と与えたか】【現存システムの改良の検討を優先したか】【流域全体と累積的影響を考慮したか】【気候変動の可能性を考慮したか】【事前注意アプローチを反映したか】【適切なレベルで分配とリスクの分析を行ない (G9, 11)、適切に環境社会影響の価値を調べたか】【代替案の総合的評価によってプロジェクト調査開始の承認を知らせたか】【全ての選択肢の拒否はオープンで時宜を得た方法で説明されたか】 	<ul style="list-style-type: none"> ・流域で関連する水資源インフラの相互作用的な効果が生じる相乗効果を生むか (G6) 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存のインフラの累積的に相互作用的な効果がダムの設計で扱われ、必要な場合、既存ダムの運用規則変更のためステイクホルダーと運用者が合意に達したか 	<ul style="list-style-type: none"> ・相互作用的な効果や累積的影響を認識する制度的な調整メカニズムが、既存のダムの運用を変更するために備えられているかどうか 	<ul style="list-style-type: none"> ・相互作用的な効果や累積的影響を認識する制度的な調整メカニズムが、既存のダムの運用を変更するために備えられているかどうか 	
<ul style="list-style-type: none"> ・過去のプロジェクトによる顕著な社会・環境影響を評価し、ニーズ評価に生かしたか (S3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・過去のプロジェクトによる顕著な社会・環境影響を評価し、ニーズ評価に生かしたか (S3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・過去のプロジェクトによる顕著な社会・環境影響を評価し、ニーズ評価に生かしたか (S3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・過去のプロジェクトによる顕著な社会・環境影響を評価し、ニーズ評価に生かしたか (S3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・過去のプロジェクトによる顕著な社会・環境影響を評価し、ニーズ評価に生かしたか (S3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・過去のプロジェクトによる顕著な社会・環境影響を評価し、ニーズ評価に生かしたか (S3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・過去のプロジェクトによる顕著な社会・環境影響を評価し、ニーズ評価に生かしたか (S3)

表 1 WCD 基準 (チェックリスト) その 2

WCD 最終報告書をもとに松本悟が作成

川と生活の維持	ニーズ評価	代替案の選択	調査	プロジェクトの準備	プロジェクトの実施	プロジェクトの運用	
<p>高い生態システムの価値がある河川を維持するための確立された政策があるか ・選択肢の検討を考慮したか：河川の本流にはダム作らない；絶滅の恐れのある種、生態システム、生活、健康、文化資源への負の影響をなくすか最小化する；関係する国際条約を尊重する</p>	<p>生態システムのベースライン調査と維持のニーズは戦略的なレベルで評価されたか (G14,15)</p>	<p>全てのプロジェクト選択肢について、ステイクホルダーは受益共有・緩和策・住民移転・開発・補償手段の原則や基準に基づいて交渉したか、(G2,18,20)</p>	<p>・下流の種、生態システム、生活を維持するために必要な環境フローを特定したか、(G15) ・魚への影響が評価され、効果的な魚道を含めて影響を避けるか 最小化する方策が考慮されたか (G16)</p>	<p>貯水・授權・運用のための受け入れられる規則を作ったか ・最終設計は緊急放水や撤去の対策を含み、生態システム上の要求や回復など変化するニーズや価値に対応できる柔軟性があるか、(G12) ・環境フローや他の緩和・向上手段を入れた環境管理計画がステイクホルダーと合意され、モニタリングと評価プログラムを明示しているか ・提案された緩和・開発手段が目的合致の点で効果的だと論証する十分な証拠を開発者は提供したか</p>	<p>必要とされた環境緩和手段は実行されたかどうか ・緩和・住民移転、開発の行動計画が実行され、紛争は解決されたか (G19)</p>	<p>詳細な利益共有メカニズムは、必要なら被影響グループの合意を得て、変更されているか、(G20)</p>	
<p>権利の認識と利益の分配</p>		<p>ステイクホルダーは影響を受け補償・緩和・住民移転・開発・モニタリングに合意するかどうか、 契約案を含めて交渉したか、(G19) ・効果的な受益共有戦略が特定され、プロジェクトで負の影響を受けける人々によって合意されたか (G20)</p>	<p>・ステイクホルダーは影響を受け補償・緩和・住民移転・開発・モニタリングに合意するかどうか、 契約案を含めて交渉したか、(G19) ・詳細な利益共有メカニズムとそれを提供する方法が被影響グループと合意・設置されたか、(G20)</p>	<p>緩和・住民移転、開発の計画は被影響グループと合意され、関連する契約が締結されたか、(G19) ・詳細な利益共有メカニズムとそれを提供する方法が被影響グループと合意・設置されたか、(G20)</p>	<p>独立・パネルが緩和計画を再評価し承認したか (G22) ・入札に緩和策の暫定総額が含まれ、資金が確保されたか ・遵守計画が準備され、ステイクホルダーフォーラムに報告され、正式なものとなったか。個々の遵守方法は紛争解決のメカニズムを含んでいるか (G21) ・開発者はプロジェクトの遂行・安全性・影響を含む効果的なモニタリング・評価システムに資金を割り当てたか。効果的に合意を監視・執行する制度組織的な能力があるか ・契約者の候補名簿と落札者の選択のため透明なプロセスがあり、過去のプロジェクトで低実績や汚職があった契約者は特定され、適切に排除したか ・関連する契約履行保証の確保、信託基金の設立、道徳契約の署名がされたか、(G23,24,25) ・プロジェクト開発の免許は、撤去費用供与の責任と仕組みを明示しているか</p>	<p>独立・パネルが緩和計画を再評価し承認したか、(G22) ・運用のための免許条件の履行、継続的な緩和手段の実施、モニタリングと定期的評価、情報発信、のために準備が行われたか ・社会・環境・技術面のモニタリングは貯水と撤去作業で生じる急激な変化に対処する集中局面が含まれているか ・開発者は、遵守計画で定義された授権前の取り決めに従ったか (G21)</p>	<p>社会・環境面の負の影響や代償問題は適切な救済機関にかけられているか、(G19) ・社会・環境面を含むプロジェクト監視プログラムの年次報告書が迅速に発行され、修正の手段が報告書で挙げられた問題を解決するために始められているか ・遵守計画で挙げられた契約履行保証や信託基金への要求が定期的に見直され、満たされた遵守について合意した里程碑と共に財政保証が与えられているか、(G23) ・ダムの安全性と審査プログラムは実行されたか</p>
<p>ルール遵守</p>		<p>社会的環境部分への関与を強めるために十分な制度的能力がある、もしくは強化されるだろうか</p>	<p>プロジェクトの社会・環境的要素への関与を監視・強化する制度的組織的能力が分析され、能力向上の方法が特定されたか、(G22)</p>	<p>独立・パネルが緩和計画を再評価し承認したか (G22) ・入札に緩和策の暫定総額が含まれ、資金が確保されたか ・遵守計画が準備され、ステイクホルダーフォーラムに報告され、正式なものとなったか。個々の遵守方法は紛争解決のメカニズムを含んでいるか (G21) ・開発者はプロジェクトの遂行・安全性・影響を含む効果的なモニタリング・評価システムに資金を割り当てたか。効果的に合意を監視・執行する制度組織的な能力があるか ・契約者の候補名簿と落札者の選択のため透明なプロセスがあり、過去のプロジェクトで低実績や汚職があった契約者は特定され、適切に排除したか ・関連する契約履行保証の確保、信託基金の設立、道徳契約の署名がされたか、(G23,24,25) ・プロジェクト開発の免許は、撤去費用供与の責任と仕組みを明示しているか</p>	<p>独立・パネルが緩和計画を再評価し承認したか、(G22) ・運用のための免許条件の履行、継続的な緩和手段の実施、モニタリングと定期的評価、情報発信、のために準備が行われたか ・社会・環境・技術面のモニタリングは貯水と撤去作業で生じる急激な変化に対処する集中局面が含まれているか ・開発者は、遵守計画で定義された授権前の取り決めに従ったか (G21)</p>	<p>社会・環境面の負の影響や代償問題は適切な救済機関にかけられているか、(G19) ・社会・環境面を含むプロジェクト監視プログラムの年次報告書が迅速に発行され、修正の手段が報告書で挙げられた問題を解決するために始められているか ・遵守計画で挙げられた契約履行保証や信託基金への要求が定期的に見直され、満たされた遵守について合意した里程碑と共に財政保証が与えられているか、(G23) ・ダムの安全性と審査プログラムは実行されたか</p>	
<p>平和・発展・安全のための川の共有</p>		<p>流域国からのあらゆる反対は、誠意を尽くした交渉や独立した紛争解決手続きを通じて解決されたか、(G26)</p>	<p>流域国は影響を受け代償案について知らされ、影響評価の手續きに合意したか。反対意見は誠意ある交渉を通じて扱われ、紛争解決の手續きに合意したか、(G26)</p>	<p>流域国は影響を受け代償案について知らされ、影響評価の手續きに合意したか。反対意見は誠意ある交渉を通じて扱われ、紛争解決の手續きに合意したか、(G26)</p>	<p>モニタリング情報が流域国と共有するためのメカニズムが作られたか、(G26)</p>	<p>モニタリング情報の共有と問題が提起された時の解決するためのメカニズムがあるか</p>	

メコン河流域国のダムと日本 WCD の勧告は何を解決できるのか

松本悟 (メコン・ウォッチ事務局長)

メコン河流域 6 か国には、延べ 200 以上の大規模ダム計画があると言われている。ダム計画のうち本格調査や建設に移っているものの多くが海外、とりわけ日本からの政府開発援助(ODA)を受けている。メコン河流域国のダム開発に世界ダム委員会(WCD)の勧告を適用すると何が変わる可能性があるのか、検討する。

1990年代、中国とビルマを除くメコン河下流域国で、日本の二国間援助、あるいは日本が最大の出資国であるアジア開発銀行(ADB、本部マニラ)や第2の出資国である世界銀行(本部ワシントン)が建設もしくは本格調査で支援した主なダムプロジェクトは別表に挙げた通りである。

ラオスのナムルックダム(2000年完成)では建設に伴う国立公園内の違法伐採や事前に予測されなかった住民移転が起きた。同じラオスのトゥンヒンダム(1998年完成)でも事前の環境調査で全く把握していなかった漁業被害や田畑の水没などによって2万5千人が影響を受け、今でも問題が解決されていない。また世界銀行が融資し今回の世界ダム委員会のケーススタディに選ばれたタイのパクムンダム(1994年完成)では、大きな漁業被害などによって事前予想の7倍の住民移転と6千世帯への漁業補償を迫られている。現在世界銀行が支援を検討しているラオスのナムトゥン2ダムでは、環境影響調査が行なわれる前に水没予定地の伐採が行なわれ一部で住民移転も始められていた。導水が目的のナムソンダムの建設で、下流の漁村で飲み水が不足したり魚が激減したりした上、導水を受けたナムグム湖の水位上昇で野菜畑が水没した。アジア開発銀行が支援したベトナムのセサン3ダムは、上流に完成したヤリ滝ダムの試験放水で下流のカンボジアで洪水が起き人命や田畑が奪われたため、計画の変更を余儀なくされている。援助ではないが、日本政府の関与を無視できないのがビルマのタサンダムである。調査段階から強制労働など人権侵害の疑いがあるにも関わらず、通産省(現経済産業省)は監督下の特殊法人のプロジェクト参加を承認して

いる。このダムについては、本誌にある大橋報告をお読み頂きたい。

これだけ挙げれば十分であろう。ODAや特殊法人を通じて、日本政府がメコン河流域国のダム開発に深く関与し、流域国の人々の暮らしを脅かしている側面があることは否定できない。今挙げたダムに共通する問題は、事前の社会環境影響調査におけるベースラインデータの不足、計画段階での不十分な住民参加や情報公開、問題が顕在化したあとの対応の不誠実さ・不十分さである。今回世界ダム委員会(WCD)はこうした問題を回避・解決するためにどのような基準やガイドラインを提言しているのか、いくつかのダムを事例に具体的に見ていきたい。

なお、事例に挙げるダムの中にはすでに完成したものが含まれている。そうした完成済みのダムも、もし計画段階でWCDの提言が出されていれば、今生じている問題はなかったかもしれないと思えるものも多い。しかし本稿ではそこには触れず、完成したダムについても現時点で生じている問題をこれから解決するために、WCDの提言をどのように活かせるのかという点に絞って検証する。

パクムンダム(タイ、1994年完成)

東北タイ最大のメコン河支流であるムン川に1994年に完成した水力発電専用ダムである。最大発電能力は136メガワット。90年から住民やタイNGOの反対運動が本格化し、今も現地とバンコクでは座り込みなどの抗議行動が続いている。支援を決めた91年の世界銀行の理事会ではアメリカ、ドイツ、オーストラリアが反対、カナダが棄権した。今回、WCD最終報告書の土台となるケーススタディに取り上げられた。

ケーススタディではこれまで被影響住民が主張していた問題が確認された。当初 241 世帯と予測された移転住民（＝被影響住民）は、移転だけで 1700 世帯、漁業影響を受けた住民は 6200 世帯にのぼっている。最大の原因は魚の棲家だった早瀬が破壊され、漁獲が 50～100%も減少したことにある。一方、136 メガワットの発電能力に対して、1995-98 年の実績は平均でわずかに 20.81 メガワットに過ぎない。ケーススタディ報告書は「経済的には正当化できない」と酷評した上で、政府当局が意思決定の早い段階で被影響住民に相談しなかったこと、プロジェクトや緩和策の意思決定に住民を巻き込む努力をしなかったことを非難している。

このダムは完成から 6 年が経過しているが、千人単位の被影響住民が今でも抗議行動を続けており、これまでの生活破壊への適切な補償とダムの水門の永久開放による魚資源の回復を求めている。経済的な便益がほとんどない以上、ダムの撤去（decommissioning）を視野に入れた要求である。こうした住民の行動に対して、タイ政府は政権によっては前向きに解決しようとした時期もあったが、本質的な解決に至っていない。また、資金を提供した世界銀行は、WCD のケーススタディを扱き下ろす内部文書を作成するなど、こちらも真剣に解決に取り組んでいるとは言い切れない。

戦略的優先事項 3.3

「既存の大規模ダムに関わる顕著な社会問題を特定し評価する。そのプロセスとメカニズムは、被影響地域社会の救済のためにその地域社会と一緒に作り上げられる」

戦略的優先事項 3.5

「全ての大規模ダムは、期限付きの免許期間のある運用合意を制定する。再計画や再免許の結果、設備面での大きな変更やダムの撤去（decommissioning）の方が有利となる場合には、実施可能性調査や環境社会影響調査を行う」

トゥンヒンブンダム（ラオス、1998 年完成）

ベトナム中部から流れ出るメコン河で 4 番目

に大きな支流のナムトゥン川に初めて建設された水力発電専用ダムで、ラオスのダムとして初めて民間企業が投資した。発電した電力はほとんどがタイへ輸出され、外貨獲得が目的である。総事業費の約 4 分の 1 をラオス政府の出資分として ADB が融資し、残りは民間企業の出資やシンジケートローンなどで調達した。210 メガワットの流し込み方式のダムで、巨大な貯水池を形成しないため、ラオス政府も ADB も計画段階から環境に優しいダムを宣伝した。一方では、環境影響調査に資金協力したノルウェー政府が、環境影響はごく軽微とした最初の環境影響調査のやり直しを命じ、今度は極めて深刻な社会環境影響が生じるという内容の報告書が出された。しかし ADB は最初の環境影響調査の結果にしたがって融資を決定した。これに対して、専門家や国際 NGO などから厳しい批判が出された。

98 年 3 月にダムは完成したが、同じ頃、長年ラオスに在住したアメリカ人 NGO スタッフが、貯水池、ナムトゥン川下流域、それに発電後の水が転流されるナムハイ/ナムヒンブン川流域の 10 村で聞き取り調査を行った。その結果全ての地域で、30-90%の漁獲高減少、増水で乾季の野菜畑が水没、乾季の飲料水源の消失、河川交通の遮断、場所によっては住民移転など深刻な被害が生じていることが明らかになった。ADB は同年 11 月には本格的な影響調査を始めた。そしてダム周辺の 21 村に限っていた影響地域を、53 村 2 万 5 千人に拡大した。漁業被害の大きさや乾季野菜畑への被害、一貫して否定していた住民移転も認め、被影響住民との協議の質に関しては極めて低いと位置づけた。

事業者側と ADB は 2000 年 7 月に緩和補償策に合意した。しかし、そのほとんどは追加調査のために外国人専門家を雇用する資金であり、被影響住民の生活の回復に当てられるのはごくわずかである。更に問題なのは、漁業被害の最大の原因であるダム下流への放水量には一切手をつけなかったことである。事業者の委託でこのダムの漁業影響を調査した専門家は、ナムトゥン川下流への放流を最低でも環境影響調査で定めた量の 2 倍にあたる毎秒 10 立方メートルを確保しなければ、漁業への影響は緩和されないし、新しい漁法による養魚に重点を置くのは非

現実的であると強く指摘している。しかしダム下流に多くの水を流せば、発電向けの転流水量が減る。もし毎秒 5 立方メートルの水を発電から下流の生活維持に回せば、年間 100 万ドルの収入源につながるということである。下流の漁民の生活と発電による収入、今のところナムトゥン川の水はお金に向かって流れている。

戦略的優先事項 4.5

「大規模ダムは、下流の生態システムの全体性と地域の生活の維持を手助けするため、環境フローを提供し、それにしたがって、設計・変更・運用が行なわれる」

ナムトゥン 2 ダム(ラオス、計画中)

同じナムトゥン川でトゥンヒンブンダムより上流に計画されている 1069 メガワットの水力発電専用ダムで、電力のほとんどがタイへ輸出され、外貨獲得が目的である。総事業費は 12 億ドル。ラオス政府が 25%、残りを外国企業が出資した事業者が、建設、操業して、25 年後にラオス政府に譲渡する BOOT 方式をとっている。出資企業は過去 3 年間で大きく変わり、現在はフランス電力公社が 35%、準国営のタイ電力発電会社が 25%、イタリアンタイ開発社が 15% で、長年プロジェクトを推進してきたオーストラリアのトランスフィールド社は 2000 年の後半に撤退した。世界銀行がエンクレイブ保証という支援を検討している。過去 5 年にわたって様々な調査が行なわれ、一説によると世界銀行が今年前半にも審査に入る可能性があると言われている。

ダムはかつて東洋のガラパゴスと呼ばれた自然の宝庫ナカイ高原の 450 平方キロを水没させ、22 村 880 世帯を立ち退かせる。被影響住民は 1 万人にのぼる。この計画では、環境影響調査が実施される前に、すでに水没予定地の伐採が進められた。林産資源に依存してきた地域住民は、生活の基盤を失われ、徐々にダムによる補償や開発計画に望みを託すようになっていった。住民との協議も、プロジェクトの初期の段階から、ダムの効果と影響について十分な情報を共有するというよりは、いったいどんな代償が必要なの

のかに焦点が置かれていた。

世界銀行の支援を求めるために環境影響を含む様々な調査を始めたのは、水没地域の伐採がほぼ完了し、一部の住民が事業者によって移転させられた頃だった。その時点で代替案の調査も実施したが、ラオスの経済発展や住民の生活向上のための代替案ではなく、タイ政府とラオス政府が約束した電力輸出をどのプロジェクトから産出するかという選択肢が検討されたに過ぎない。

アジア通貨危機直前の 1997 年に世界銀行が援助した経済影響分析調査では、キロワット時あたりの売電価格を 5.7 米セントと仮定し年間 3800 万ドルがラオス政府に入ると算出した。条件としてバーツとドルの交換レートが安定的でインフレが抑えられた場合としている。無論、その後バーツは暴落し、ラオスはインフレに苦しんでいる。最近タイ発電公社と事業者の間で結ばれた契約では、売電価格はこのシミュレーションより 26% も低いにも関わらず事業者は、売電収入は年間 1 億 500 万ドルと宣伝している。また下流のトゥンヒンブンダムへ流れる水量が大幅に減少することがわかっており、この点でも経済効果は減少すると考えられる。更に、タイは電力プール制を検討しており、売電価格が更に下がる可能性もある。ラオスの GDP の 8 割にも及ぶ巨大プロジェクトのリスクと比較して、本当に他に代替的な経済政策がないのか、改めて疑問が投げかけられている。

基準(「代替案の選択」段階の「包括的な選択肢の評価」)

「代替案から好ましい選択肢をスクリーニング・選択するために多基準評価を使ったか。全ての政策・プログラム・プロジェクト代替案をカバーしたか」

戦略的優先事項 1.3

「カギとなる決定についての論証可能なパブリックの受け入れは、開かれた透明なプロセスを通じて交渉された合意を通じて達成され、それは誠意を持って情報が十分に与えられた全てのステイクホルダーの参加に基づいて実施されたものである」

中国本流ダム

4000 キロを超えるメコン河の流れのうち、1200 キロ以上は中国を流れている。ラオス以南の中下流域では本流ダム計画が事実上棚上げになっている一方で、最上流の中国では着々と本流ダム計画が進められている。1996年に完成した漫湾（マンワン）ダムに続き、現在1350メガワットの大朝山（ダイチャオシャン）ダムが建設中で2003年には完成する予定である。その他、景洪（ジンホン）ダム、小湾（シャオワン）ダム、それに糯扎渡（ヌオザードゥ）ダムの3つが実施可能性調査もしくは詳細設計中で、今後15年のうちに完成する予定だ。

フル稼働から4年が経過した漫湾ダムは大量の堆砂に見舞われ、ADBの調査ではあと十数年で埋まる可能性が出ている。深刻な堆砂によって洪水調整能力が失われダムの安全性に懸念が生じる一方、下流のラオスやタイでは侵食の原因になると同じ調査は指摘している。最大の問

題は、中国国内の本流開発について、情報やデータが公開されていないことである。同じADBの調査もこの点を制約として書き記し、そのことが上流開発による下流への影響に対して必要以上の批判を生むことになるとしている。

ガイドライン 26

「他の流域国に重大な影響を与えるかもしれない代替案を検討している国は、そうした国々に様々な段階で周知し、影響を受ける可能性がある関係者全ての間にも効果的なコミュニケーションのチャンネルを設けるべきである」

戦略優先事項 7.5

「政府機関が、流域国間の誠実な交渉の原則に違反して、共有する河川にダム建設を計画もしくは推進しているところでは、外部の資金供与団体は、その政府機関によって進められたプロジェクトやプログラムへの支援を引き上げる」

別表: 1990年代に日本が支援したメコン河流域国の主なダム

【二国間協力】

★ ベトナム

建設/ハムトゥアンダーミーダム（円借款530億7千万円）、ダイニンダム（円借款40億3千万円）

開発調査/ドンナイ3号と4号ダムのマスタープラン（無償）

★ ラオス

建設/ナムルックダム（円借款39億円）

開発調査/ナムニエップ第1ダム（無償）、セコン川流域水力発電開発マスタープラン調査（無償）、ナムダム第3ダム（民間セクター投資金融・民間企業への融資）

★ タイ

建設/ブミポンダム第8発電機（円借款78億5千万円）、シリキットダム第4発電機（円借款44億円）、ラムタコンダム（円借款182億4千万円）

開発調査/コックインナン導水事業実施可能性調査（無償）

【アジア開発銀行（日本が最大ドナー国）】

セセットダム、ナムソン導水ダム、トゥンヒンブンダム（以上ラオス）、セサン3ダム調査（ベトナム）、セコン・セサン・ナムトゥン川流域水力発電調査（ラオス、カンボジア、ベトナム）

【世界銀行（日本が第2のドナー国）】

ナムトゥン2ダム調査（ラオス、日本特別基金=PHRD）、パクムンダム（タイ）

【その他】

ビルマのサルウィン川のタサンダム実施可能性調査・・・タイの企業の下請けとして通産省（現経済産業省）監督下の特殊法人電源開発株式会社が調査を実施した。

ビルマのタサンダム

～数字の裏に何があるか～

メコン・ウォッチ 大橋 環

あるダム建設プロジェクトに関して説明しますが、長い間、どのように説明したらいいか悩んできたものです。ダムの概要を書くと数字ばかりが並んで、人間性が見えなくなります。関わっている人たちの思いを伝えたい気持ちは十分ありますが、今の時点ではうまく伝わらないかもしれません。

とは言いましても、数字はかなり印象的です。タイ国境から約 80 キロメートル離れている、ビルマのシャン州南部におけるサルウィン川に、実施可能性調査通りに作られると出力 3,600 メガワットのタサン水力発電所が建設されます。このうち、少なくとも 66% はタイに輸出する予定となっています。タサンダムの高さは約 200 メートルと計画され、東南アジアで一番高いダムになります。貯水池は 530 平方キロメートル（琵琶湖の 8 割）と予想され、環境や社会影響の緩和措置を含まないで、このダムのコストは約 30 億米ドルがかかるそうです。巨大なダムプロジェクトです。

日本の関与はどうでしょう。また数字を出しますと、「1 つ」、「2 つ」と「2 回」になります。

「1 つ」の特殊法人である電源開発株式会社がタサンダムの実施可能性調査 (F/S) を行いました。この特殊法人には「2 つ」の省が関わっています。電源開発株式会社の監督官庁は経済産業省（旧通産省）であり、電源開発促進法では、同社が海外で事業をする際、経済産業大臣（通産大臣）の認可が必要とされています。認可を

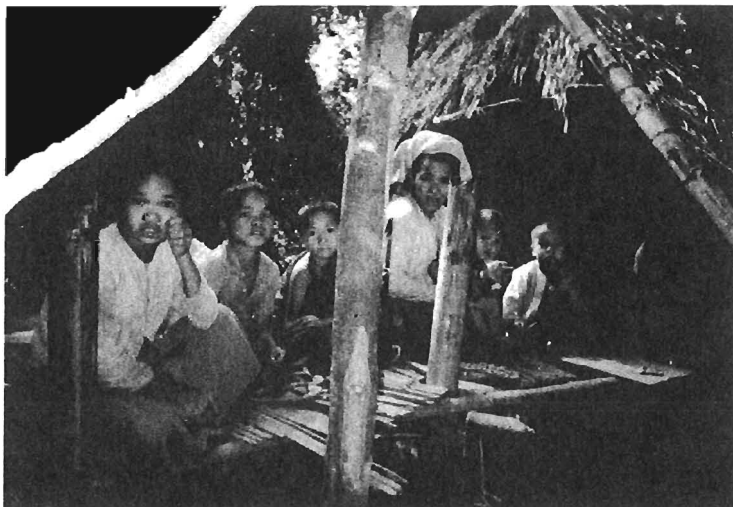


ビルマ・タサンダムの位置。

する前に、経済産業大臣は財務大臣（大蔵大臣）と協議するとされています。したがって、タサンダムには日本政府が既に関与しています。「2 回」というのは、電源開発株式会社が現地調査のためにエンジニアを送った数です。2 回の現地調査、1 つの会社、2 つの省という数字は多くありませんが、このプロジェクトが置かれている状況、その状況から出てくる数字は、恐ろしく巨大です。

ダムの建設地であるシャン州はビルマを支配

している軍事政権によって、強制労働と強制移住がよく行われているところです。軍事的な戦略として強制移住を行うケースはよく知られています。このダム建設のためにも強制移住が行われているそうです。1997年以降、シャン州では、約1,400村（約30万人）が強制的に移住させられ、その内の10万人は国境を越えて、タイに逃れています。一番恐れられている強制労働はポーターです。ポーターになるとジャングルの中を歩かされ、軍事物資などを



ジャングルに隠れている人々。移住が困難にも関わらず移住命令を受けた人々は、軍を恐れながらの隠密生活を強いられる。

運ばされます。十分な食料を与えられず、女性の場合、昼はポーター、夜はレイプされることもよくあります。命を奪われる可能性が非常に高い労働です。地雷が置かれていると思われる地域では、ポーターは兵士の前を歩かないといけませんし、弱っても休ませてもらえません。兵士に殴られることが多く、殺されることも珍しくありません。ポーターにさせられることを逃れるために国境を越えて難民になったと説明する人もいます。

電源開発は現地に2回エンジニアを送り、いずれもビルマ軍が護衛しました。この際に、村人が強制的にポーターにさせられなかったと考えることは、正しくないと思います。しかし、電源開発は、派遣されたエンジニアは人権侵害が行われているかどうかは「分からなかった」と説明しています。しかし、国連や国際機関、人権問題について調査能力のあるNGOの情報をみますと、タサンダムプロジェクトが人権侵害を及ぼすことがはっきり分かります。人権侵害を調査する立場にないエンジニアが「分からなかった」からと言って、電源開発自身が人権侵害に慎重な姿勢をとらずにプロジェクトを進めていることは非常に残念なことです。

電源開発のエンジニアには「分からなかった」状況について、次のように話す人がいます。シャン人男性の農民が1999年にタサン地域での体験を語りました。

「私はSPDC（ビルマの軍事政権）のために日常的な仕事をするだけでなく、荷物運び（ポーター）もしなければなりません。最後に荷物運びをしたのは今年の8月です。タサンの上で治安管理をしている軍の部隊のために荷物を運びました。そこには兵士が30人と、士官が1人いました。私たち7人のポーターが軍の配給品を丘の上まで運びました。20歳になる1人の男の子は荷物があまりに重いので泣いていました。兵士たちは彼に同情し元気づける代わりに、彼を縛り上げ、なぐりました。私は助けたいのは山々でしたが、自分の荷物を運ぶのに精一杯でした。

「兵士たちと一緒に泊まる場合、寝場所をつくるのは簡単ではありません。私たちが何から何までしなければなりません。まず、地面を切り開き、それから竹を切り、穴を掘ります。働いている間は休みをとることができません。食糧

は与えられますが十分ではなく、お米と魚のペーストが少しだけです。兵士たちは缶詰の肉を食べていました。私たちには1日に2度しか食糧をくれませんでした。兵士たちは3度食べていました。昼食をいっしょにとらないかと誘ってはくれませんでした。夜には、私たちポーターは1人1人、兵士の隣に寝なければなりません。布団を持って行かなかったの、ビニールのシートを使うしかありませんでした。逃げることは考えられませんでした。寝ているときに動くと、隣に寝ている兵士が目を覚まし、点検するからです。このため私たちはなるべく動かず、じっとがまんしなければなりません。

「荷物運びをしている間は、病気になっても休ませてはくれませんでした。先を急ぐようにせかされました。医者が私たちの状態について兵士に提案をしたときには、その兵士はちょっと見ただけで何も問題はないと言いました。私たちといっしょに荷物運びをしていたポーターの1人がついに歩けなくなったのですが、兵士たちは彼を置き去りにしました。このポーターの体調はかなり悪かったと思います。このようなできごとを目にして、私は取り乱しました。もし私がほとんど歩けなくなったら1人で置き去りにされるのかと心配になったからです。休みをとっているとき、ビルマ語を話せるポーターが1人、置き去りになった人を助けようと、近くの村の村長に彼を助けに行くよう伝えてくれ、と無線でオペレーターに連絡をしました。オペレーターの答えは、「仕事の邪魔をしないでくれ、われわれには関係のないことだ」というものでした。」(EarthRights Internationalによるインタビュー)

ダムの建設が始まっていない段階でもこのよ

うな人権侵害が建設地域に起こっています。軍事政権の支配に置かれているビルマでは、強制労働や強制移住の問題ばかりか、不満を表明するために必要な表現の自由が全く保証されていません。開発プロジェクトに不可欠な十分な情報を与えられた住民参加は期待できません。巨大なダムですから環境影響調査は絶対必要でしょう。しかし、その調査を行うコンサルタントの安全のために軍を派遣させるに違いありません。このプロジェクトから確実に期待できること、それは環境破壊と影響を受ける住民の様々な苦しい体験だけではないでしょうか。

タサンダムプロジェクトの現在の状況は、電源開発によると F/S がほぼ終わって詳細設計 (D/D) の入札が行なわれています。開発の中心になっているのはタイの Siam Power and Electric 社です。同じタイの GMS Power 社 (以前は MDX Power 社) がタサンプロジェクトのために設立した子会社です。この Siam Power and Electric の下請けとして、日本の特殊法人電源開発が競争入札でエンジニアリング部門の F/S を担当しました。F/S を終えた電源開発は、D/D の入札にも参加していますが、落札はまだ決まっていません。

政府レベルの関与もあります。1997年にタイ政府とビルマ軍事政権は、2010年までにビルマが1,500メガワット分の電力をタイに輸出することに合意しました。タサンダムはこの合意の結果の1つと思われています。将来的に日本政府が資金を出すかどうかという問題が出てくるかもしれませんが、現在のところは日本政府の関与は先に述べた通りです。


このダムの件で、私は通産省(現経済産業省)や電源開発の担当者に話を聞きに行きました。

担当者から、「電源開発促進法上では問題がありません」、「電源開発は民営化されるので、海外での経験を積む必要があります」などの説明を受けました。人生の中でビルマと関わったことがない彼らは、そんなに恐ろしいことが日常的に起きていることが信じられないからなのか、信じたくないからなのか、教育制度の問題なのか・・・、理由はわかりませんが、ビルマの状況を説明したり、建設地域から逃れてきた人たちの話をしたり、プロジェクトの他の問題点を説明した挙句、「結果として不幸なことだとは思いますが」というような反応が返ってきますと息が詰ってしまいます。「不幸なこと」と片付けてしまった方は、住民にある程度同情していたかもしれません。「残念だけど世界はこんなものだ」と考えていたかもしれません。彼なりに悩み、彼なりに心の揺れもあったかもしれません。しかし、この「不幸」は仕方なく自然に出てくるものではなく、決定権のある人によって決められることから生まれているのです。権力の側の立場にいる人が「不幸」と片付けることは、簡単過ぎて無責任ではないでしょうか。その強制労働の結果、命を奪われた人、家が焼かれた家族、強制移住させられた村が経験した悲劇は、偶発的な単なる「不幸」ではないはずです。

タサン水力発電所プロジェクトでは、他の人間が決めていることで苦しんでいる人たちがいます。プロジェクトに関しては、影響を受ける住民はコンサルテーションに参加していませんし、参加できる見通し也没有ありません。しかも、F/S の段階ですら既に影響が出ています。数字に戻りましょう。住民参加がないことは「ゼロ」

です。住民参加がゼロなら、プロジェクトに掛け合わせると全てがゼロになります。それが、根拠もなく「1」と見なされると、プロジェクト

APPENDIX 1 - EXAMPLE OF RELOCATION ORDER



ပြည်ထောင်စုသမ္မတမြန်မာနိုင်ငံတော်
 သယံဇာတနှင့်သိုလှော်ရေးဝန်ကြီးဌာန
 ဝန်ကြီးရုံး
 နေပြည်တော်

အမှတ် ၁၁၅/၂၀၀၅/၂-၂၀၀၀ (စ.သ.)
 ရက်စွဲ ၂၀၀၅ ခုနှစ် ဇူလိုင်လ ၁၅ ရက်

အဖွဲ့အစည်းအဖွဲ့ဝင်များအား အမိန့်ဖြင့် အမိန့်ပေးအပ်ခြင်း
 အဖွဲ့အစည်းအဖွဲ့ဝင်များအား အမိန့်ဖြင့် အမိန့်ပေးအပ်ခြင်း
 အဖွဲ့အစည်းအဖွဲ့ဝင်များအား အမိန့်ဖြင့် အမိန့်ပေးအပ်ခြင်း
 အဖွဲ့အစည်းအဖွဲ့ဝင်များအား အမိန့်ဖြင့် အမိန့်ပေးအပ်ခြင်း

အမှတ်	အမည်	အဖွဲ့အစည်း	အခြားအချက်
၁	အောင်ကျော်	၆၃	၄၀၀
၂	အောင်ကျော်	၆၃	၄၀၀
၃	အောင်ကျော်	၆၃	၄၀၀
၄	အောင်ကျော်	၆၃	၄၀၀
၅	အောင်ကျော်	၆၃	၄၀၀
၆	အောင်ကျော်	၆၃	၄၀၀
၇	အောင်ကျော်	၆၃	၄၀၀
၈	အောင်ကျော်	၆၃	၄၀၀
၉	အောင်ကျော်	၆၃	၄၀၀
၁၀	အောင်ကျော်	၆၃	၄၀၀
၁၁	အောင်ကျော်	၆၃	၄၀၀
၁၂	အောင်ကျော်	၆၃	၄၀၀
၁၃	အောင်ကျော်	၆၃	၄၀၀

軍事政権による強制移住の命令書。13 村 536 世帯に対し、発令から 5 日で移住するよう指示している。補償等については何も触れられていない。

は消滅せずにそのままなのです。

結局私も数字に走ってしまいましたが、1 つ 1 つの数字の裏にそれぞれ 1 人 1 人の感情、思い、望み、夢、責任、人生があることを忘れて欲しくありません。昔は人間を犠牲にして神に捧げたり生贄にしたりすることがありました。21 世紀の今日ではそんなことはないと思っていましたが、ビルマでは今もなお開発プロジェクトのために人間を犠牲にしている、そう言わざるをえません。

問題を複雑化させる住民回避

サムット・プラカン汚水処理プロジェクトの現場から

土井利幸（アジア開発銀行[ADB]福岡 NGO フォーラム）

「サムット・プラカン汚水処理プロジェクト」は、バンコク近郊のサムット・プラカン県で進行中の汚水処理場建設計画。総事業費 230 億バーツのうち、アジア開発銀行(ADB)が 2 億 3000 万ドル、国際協力銀行(JBIC)が 70 億円の融資を決定している(数字は概算。2000 年 11 月現在 1ドル=44 バーツ=110 円)。しかし環境影響評価(EIA)が実施されていない、十分な情報が公開されていない、建設地の選定・取得に疑惑がある等の理由で、地元クロンダン区を中心に反対運動が起こっている。プロジェクトの概要・論点については、メコン・ウォッチのホームページ(<http://www.jca.apc.org/mekongwatch/>)に詳しい。

「話せば分かる」

クロンダンへの訪問ももう三度目になる。訪問はいつも反対運動の先頭に立つダワンさんが経営するレストランから始まる。訪れるたびに新しい動きがある。

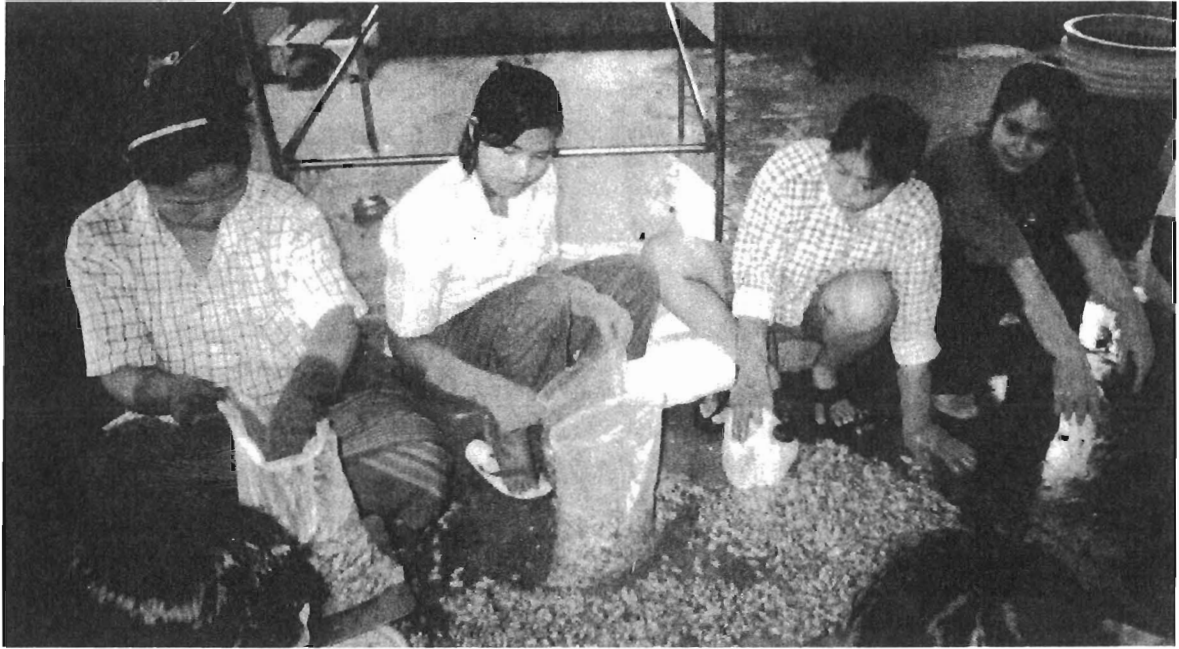
「この前新聞に私の反論が載ったのよ。翻訳して日本の NGO にも教えてあげて。」

ダワンさんがくりくりした目を輝かせて言う。一月ほど前に ADB スタッフの投稿が地元英字紙『バンコク・ポスト』に掲載された。しかし住民の懸念に「応える」ために建設を推進するタイ政府・公害管理局や建設会社の言い分を直接引用する体たらくで、まさに「語るに落ちる」出来の悪さである。ADB に自主的な調査・判断能力がないと公言しているに等しいからだ。ダワンさんの反論はこれを見逃さず、「プロパガンダに惑わされないで、独自に調査してほしい」と結んでいる。「ADB や JBIC に説明すれば分かってもらえる。」自分たちの分析と主張が絶対に正しいという自信に裏打ちされたこの姿勢は、クロンダン住民の反対運動の基調である。

地域の絆としての湾岸漁業

さっそく運河に出る。南国の太陽と潮風に晒されるので帽子と長袖のシャツは必需品だ。レストランから運河まで歩いて 5 分足らず。ダワンさんが手配してくれた船に乗り込む。運河はタイ湾に向かってまっすぐ背筋を伸ばし、両側は木造の建築物が密集している。1~6 月頃の収穫期には日に 2000 トンとも言われるカラス貝を乗せた中型船がこの運河を弓なりになって往来する。横付けした船から折り重なって人の頭ほどの塊になったカラス貝がベルトコンベアでゴロゴロと陸揚げされる。男たちが降ろした貝は機械による洗浄・殻剥き・荒選別の工程を経て、女たちの手にゆだねられる。車座になった女たちの手で最終選別された剥き身は、袋詰めや塩漬けにされてバンコクへの出荷に回される。

「漁業」と言っても、クロンダン区の場合、関連産業が発達している。漁民だけのコミュニティでもなければ、一部の人々が漁業のみで生計を立てているのでもない。バンコクから車で一時間ほどのところに位置し都市の装いをまといながら、依然として強い地元意識で結ばれ



カラス貝の剥き身を袋詰めする女性たち

ている。これは湾内での漁業が住民共通の生計基盤になっているからだろう。私はかねがね反対運動に組織らしいものが見当たらないことを不思議に感じていたが、産業基盤を一にする共同体の絆が新たな組織など必要としないようだ。住民運動の顔の一人、区長のナロンさんはある新聞のインタビューに答えて、「集会の案内も出す必要はない。ロコミでみんな一斉に集ってくるんだ」と誇らしげに説明している。

■ 湿地に出現した汚水処理施設

運河では中型船の往来が可能だが、私たちは東に伸びた枝葉の水路を目指すので、5人がせいぜいの小型船を使う。今回の訪問は記者の取材への同行だ。水路に入ると両側はマングローブやウォーター・ココナッツが林立し、それを押しよけるように家屋がせり出している。

水中に立てた竹の先だけが直線に並んでいるところがある。

「あれは何だろう」

記者が尋ねる。けたたましいモーターの音に

負けない声をダウンさんが張り上げる。

「あれは泥が水路を埋めるのを防ぐ柵よ。」

確かに水路は泥地の中を走っている。目を凝らすと泥の表面に無数の穴がある。カニだ。ハゼの仲間もいる。船が近づくと突き上げた目で水を切って逃げて行く。水路が右へ左へと湾曲するあたりは、特に貧しい人々が身を寄せる一画らしい。水路は多様な生き物と人々を支えて流れている。

この水路はそのまま処理場建設現場の心臓部に達している。実は埋め立てが計画され、住民は一時この水路からしめ出された。しかし数年前の水害に際して国王が「この水路を有効活用するように」とお触れを発していたため、住民は王室に陳情して継続活用を認めさせた。今では私たちのような訪問者が工事の進捗状況を実見する目的にも活用されている。

ほどなく水路の両側に建設現場が出現した。湾に向かって右側は汚水を貯めておく水槽の予定地。しかし今はただの水たまりだ。左側は汚水を沈殿させて処理する数基のタンク。こちらは周囲でクレーンが稼働しており現在最も工事

が盛んな部分だ。彼方には事務所となるらしい白亜の建物も望める。この地点に立てば、「処理場はたとえ完成しても水没する」という住民の主張に耳を傾けざるを得ない。実際、流れ込んだ水を汲み出すモーターが必死のうなりを上げていた。そもそも水路の方が建設現場より高い位置にある。おまけに地面は粘土質であるから常に沈下の危機に晒される。

建設現場からタイ湾への出口まではたったの数十メートル。開けた視界が湾の接近を感じさせ、船の発動機の音に驚いて濁った水を好む鷺が白い翼を広げて前方に舞って行く。湾に出ると今度はコンクリート建造物が海中のそこそこに顔を出している。誰もが「何だ」といぶかる場面だ。

「つい 10 年前ここは地面で、車でも来れたのよ。」

ダウンさんがあきれ顔で言う。建設現場の水没の危うさがはっきりと見て取れるからだ。

■ 監視小屋の論客

湾まで到達した私たちは今来た水路を引き返す。往きにも気づいたが、水路の淵に水門が付設され向こうが池になっている地点がある。これは雨期に水路から溢れる水で流されてくるエビを捕らえ天然養殖を行っている現場である。もう一人の住民リーダー、チャラオさんは一日の大半をこうした養殖池のほとりの監視小屋で過ごす。チャラオさんの監視小屋に行くには、池に架けられた細い足場を渡らなければならない。足場の彼方にぽつんと建つ小屋は訪れる者に賢人との出会いを予感させる。

はたしてチャラオさんの語りはすっかり名物となってしまった。訪問者を席に誘うと拡大したクロンダン区の航空写真を壁に広げて「クロンダンには、寺院が九つ、モスクが三つ、学校

が十四あって…」と講義が始まる。途中で質問しようものなら「待って。それは次に話す」とたしなめられる。理詰めで勝負するチャラオさんの姿勢もクロンダンの住民運動を貫く特徴で、チャラオさんは「情報戦」と呼ぶ。実際、チャラオさんの情報量には目を見張るものがある。その情報の分析に基づいた話は尽きることを知らない。調査に来た ADB の職員をして「もう十分だ」と言わしめたこともある。

訪問者がよく発する質問が「漁民は何人か」である。問う側にすれば被害の大きさを把握したいがためで、他意はない。むしろ反対運動に共感するがゆえに気になる点だ。

「漁業局に行けば、漁業権を持っている人の数は分かる。でも、それではクロンダンの実態は分からん。ここには三万人住んでいるが、ほとんどが漁業に関わった仕事をしている。」

先に触れたカラス貝の半加工工場の人々がそうだ。地元の海の幸を出す飲食店経営者も多い。賑やかな市場には水産物を並べる小規模店主が何人もいる。これらの人々は湾岸漁業が影響を受ければ何らかの影響を受けざるを得ない。水路の一区画に住む貧しい人々が飢えないのも日々の食料だけは確保できるからだと考えていい。

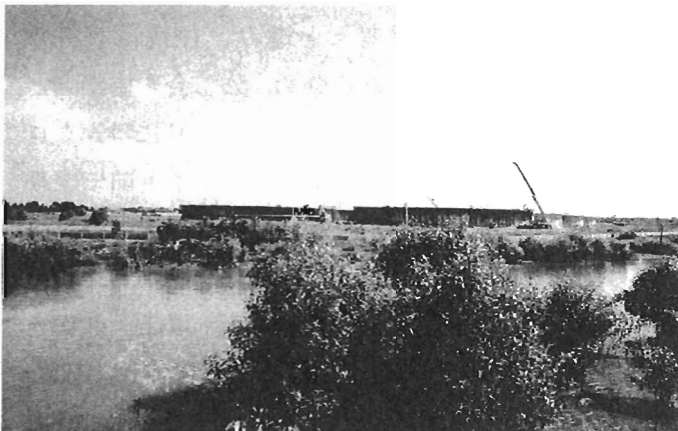
処理場建設現場を抱える「クロンダン」がすっかり「地元」の代名詞になってしまったが、東に隣接するソククロン地区も影響を免れない。同区は小エビを熟成させた調味料「ガピ」の生産・出荷地であるが、行政区上はチャチョンサオ県の一部であるため、「サムットプラカン県汚水処理場」と言うと、聞く者の意識にのぼらない可能性がある。さらにクロンダンやソククロンからタイ湾の対岸にあたる地域の人々も同じ沖合で漁を営んでいる。

これは開発を推進する側にとっては目をつぶりたい点だろう。「影響住民」や「補償」の範囲

を漁業権や土地権の所有といった概念で限定すれば処理は比較的楽になる。しかし、それでは地元のダイナミズムは把握しきれない。ましてや昨今、公的開発援助機関は軒並み「貧困削減」を目標に掲げている。その掛け声が効力を発揮するには、これ以上貧困を激化させないことこそ肝要である。

住民が10月末に千野忠男 ADB 総裁に提出した書簡は、この点を明快に突いている。予定よりも倍加した処理場の建設費が借款としてタイ国民全体の負担になる事実を強調した上で書簡は主張する。

「本プロジェクトは、膨大な数の世帯に収入減をもたらし、貧困を増大させ、特に最貧困層の生活を直撃する。つまり、ADB の貧困削減政策に反している。」



水路の向こうで進行する汚水処理場の建設

開発について議論をしていた席で、日本の大蔵省幹部が「影響住民全員の同意を取り付けなければならないのか」と苛立ちを露わにして NGO に迫ったことがある。「影響住民」、いや「影響」についてですら開発を推進する側と NGO・住民側とが容易に同意できないと気付いた時、この幹部の苛立ちはどれほどのものだろうか。しかし、そんな苛立ちをよそに自然環境・社会環境は広範かつ複雑に関連しているとの認識が国際的にますます高まっている。その認識を先取りできなかったところに、このプロジェクトの躓

きの原因がある。

問題を一層複雑化させる住民回避

今一つの原因は、現地住民に対する過小評価だ。推進側はこれほど理詰めの反対運動を予期していなかっただろう。今年5月の ADB チェンマイ総会でも、6月の現地調査でも、ADB は住民との直接対話を回避しようと必死になった。そのあげくが住民の不信の増大である。ありていな言い方をすれば「住民参加を怠った」わけだが、クロンダン区が処理場建設候補地に上がった時点で、個別・特殊的な地元の自然・社会環境をしっかりと見極め（かつ「建設に適さず」と結論付け）なかった点に失敗は集約されるだろう。「対話」がここまでの反対運動の基調ではあるが、その姿勢が不変だとは誰も断言できない。

クロンダンへの訪問は、いつもチャラオさんの熱弁がようやく一段落した昼下がりの昼食で幕を閉じる。この日は監視小屋の前で取れたエビ・赤貝・淡水魚が惜しみなくふるまわれた。しかしチャラオさんは寸暇を惜しむ。私たちが舌鼓を打っている間にも使いを走らせ何ページにも及ぶ資料をコピーさせていたのである。いとまを告げる私たちに封筒一杯の資料を手渡してチャラオさんは言った。

「この資料を是非読んでくれ。そして私たちが間違っていたら教えてほしい。」

そう言い放つ時、チャラオさんには相手が自称「支援者」であるかどうかは重要でなかっただろう。その場に満ちたのは自分たちの置かれた現状への憤り。それがクロンダン住民の手ごわさの源である。

試される ADB のアカウントビリティ

2000年5月、アジア開発銀行(ADB)チェンマイ総会に集まった人々がクロンダンの問題を訴えて、もう半年以上が経とうとしている。この間、問題を知った私たちを含む様々な個人やグループが、プロジェクトをめぐる活動している。中でもADBの多彩な対応と目立つ活動は、特筆に価する。プロジェクトの是非、これからの方向性を巡って、かまびすしい議論がタイ・マニラ・日本・北アメリカを駆け巡っている。しかしクロンダンの人々にしてみれば、何を今さら、ということなのかもしれない。住民にしてみれば、既に闘いは2年以上続いている。プロジェクトが適切か、十分な情報が得られたかなど、もはや問題ではあるまい。重要なのは、なぜこのプロジェクトは止まらないのか、なぜ未だに汚水処理施設の建設が進んでいるのかである。

ADBは、チェンマイ総会での融資撤回を求める抗議活動に対して、3つの点を約束した。①5月15日までに、各イシューについて担当者を明らかにすること、②5月30日までにプロジェクトのレビューを行い回答すること、③6月中に現地訪問を行うこと、の3点である。ADBはこの約束をほぼ実行し、5月15日に担当者を通知、6月13日にはレビュー結果を伝えた。6月下旬には、タイにサムット・プラカンプロジェクトの評価ミッションを現地に派遣し、その報告書を「エイド・メモワール」として7月に公表した。

この後も、ADBは精力的な動きを見せる。地域住民による汚職の訴えに対して、11月7日、監査官を派遣し調査に入る。11月24日には、市民社会・関係者との協議の元、タイ政府と合同での「独立レビュー」を行うことを発表した。コントラクターが行った環境影響評価については、協調融資を行った国際協力銀行(JBIC)と共同で、専門家による検討を準備しているし、さらにコミュニティの「意識向上」と称して、タイ政府によるプロジェクトの理解促進のためのプログラムを支援する予定であるという。最後に、住民はADBのインスペクション機能によるプロジェクトの見直しを求め、正式なプロセスが開始されている。

これだけを見ると、ADBは実に誠実な組織で

あり、住民の主張を真剣に取り上げているように見える。既に多くの問題は解決し、プロジェクトは環境・社会影響を防ぐよう再設計され、地域住民と事業者との対話の場が持たれ、プロジェクトをめぐる多くの確執と不信が解消されていても不思議ではない。では、実際の状況はどうか。技術的な問題点は未解決のまま、プロジェクトの建設は着々と進み、住民は政府やADBに対する不信感を強め、公聴会や協議会どころの騒ぎではない。12月の終わりには、クロンダン区の人々がプロジェクトサイト前で座り込みを行い、建設労働者と衝突し、多数のけが人が出ている。

解決しないのには原因がある。以下、住民との協議と、インスペクション機能の2点に絞って、ADBのレトリックと現実とのギャップを考えてみたい。

「不十分な協議」

サムット・プラカン汚水処理プロジェクトの処理施設建設地がクロンダン区に決定したのは1997年8月20日であり、その6ヵ月後の1998年2月20日に土地買収が完了し、工事が始まった。ところが、クロンダン区の住民には何も知らされておらず、人々がプロジェクトを知ったのは、建設開始後、建設用地周囲に立てられた

「立ち入り禁止」の立看板であった。プロジェクトの存在を始めて知ったクロンダン区の住民は、情報収集と反対運動を始めるわけだが、全ての必要な承認や契約は結ばれた後であり、その後の運動はなかなか実を結んでいない。住民は、「事前の協議と同意なしに始まったプロジェクトであり、ADBのガイドラインに違反する」と主張する。

これに対してADBは、「事業者によって多くの仕事になされてきたが、不十分であった」と回答している。具体的な「多くの仕事」とは、表の通りだ。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 様々なメディアによるプレゼンテーション <ul style="list-style-type: none"> ・ ビデオ作成：プロジェクトの背景、運営委員会の説明、プロジェクトの利点・影響緩和策、学校教育向けなど ・ 10万部のパンフレット配布、ブックレット配布 2. ニュース、インタビュー、 3. 5回のプレスリリース・記者会見 4. サムット・プラカン県各部局との40回以上の会合 5. PCD・SPWPCU・コントラクターとバン・ブー郡、クロンダン区行政機構、クロンダン衛生区との7回の会合 |
|---|

表1 ADBの主張する「住民参加」

一方、ADB チェンマイ総会以降にも様々な「協議」が繰り返されている。

- ・ 上院議員を長とする「紛争処理委員会」が4回開かれ、これには住民側として弁護士が出席している。
- ・ NGO 向けの説明会が行われ、PCENR という NGO が出席。
- ・ 5月に県の運営委員会の下に、住民との対話を進めるためのワーキング・グループが設けられ、2ヶ月に1回の会合が持たれている。

数多くの努力がなされていること自体は評価に値しよう。しかし、その1つとして、実際にプロジェクトによる影響を受けることが予想され、反対運動を繰り返すクロンダン区の住民

に向けたものでないのは、なぜだろうか。表1に記されたものは全て「PR活動」であり、協議といえるものではない。5月以降の多くの会議も、なぜかクロンダン区の人々を排除した形で行われている。地域住民は、1997年憲法で実施を義務付けられている公聴会の開催を一貫して求めている。実際、2000年4月の報道では、公聴会開催が間近とされていた。ところが、5月のADB総会での抗議活動以降、公聴会開催のための委員会は「紛争処理委員会」という名に変わり、住民抜きでの話し合いが進んでいる。NGOへの説明会についても、住民は「NGOを住民代表として認めた覚えはない」としているし、県のワーキング・グループに至っては住民は何も知らされていない。

ADBのガバナンス政策によれば、参加は「人々が開発の中心でなければならない」との原理に基づき、単に人々が受益者となるだけでなく、「公共の政策・プログラム・プロジェクトの設計と実施を向上する機会を提供すること」を意味するという。しかし実際に住民との協議として行われていることといえば、プロジェクトの宣伝という一方的な情報提供だけである。

本来であれば、プロジェクト決定前に住民との協議が行われ、同意を取り付けるべきである。事業者による決定後の「協議」は、どうしても「PR」に傾かざるを得ない。「プロジェクトの進行を前提としない話し合い」は、彼らにとっては責任問題につながり、受け入れがたいからだ。いきおい、「プロジェクトへの理解を深めるため」の様々な措置が取られることになる。これが、施設建設の既成事実化を恐れる住民運動側の一層の不信を買っていることは想像に難くない。

失われた信頼を回復し、両者が協議の場につくためには、融資や建設の一時停止なども検討されるべきであろう。

インスペクションは人々を救うか

いくつかの多国間開発銀行（MDB）では、プロジェクトにより影響を受ける人々からの要求を受け、政策・ガイドライン違反について検討する独立の審査手続きを定めている。世界銀行が1993年に導入した「インスペクション・パネル」が最初のものである。

ADBも、「インスペクション・ファンクション」という同様の手続きを1995年に設けた。これは、「特定のプロジェクトについて、ADBの借り入れ国のグループが懸念を上げるための、公的なチャンネルの提供」であるとされている。具体的には、借り入れ国のグループがインスペクションの申請を行うと、ADB側がそれに対して回答し、理事会メンバーからなる委員会が不十分と判断すると独立の専門家による審査が行われ、理事会に報告される。理事会は審査結果と勧告を受取り、検討の上採決することになる。

クロンダンの人々も、インスペクション・ファンクションに訴えるための手続きを始めている。しかしながら、ADBの手続きは多くの問題をはらんでいる。

- ・ 実際に専門家パネルによる審査が開始されるまで、最短で110日間もかかる。それまでの間、審査申請はADB及び理事会と地域住民の間を行き来するだけである。世銀のインスペクション・パネルの場合、地域住民は直接パネルに対して申請を行うことができる。
- ・ 一定のパネルが存在せず、専門家は申請ごとに選ばれる。これは、パネルと地域住民やNGOとの間の信頼関係形成を不可能にしている。

- ・ 審査申請者の匿名性が守られない。
- ・ 英語以外の言語での要求が認められていない。
- ・ 現在の専門家リストは元ADBスタッフや理事が多い。

一言で言えば、ADBのインスペクションの手続きは非常に時間がかかり、結果も不確かである。この結果、世銀のインスペクション・パネルは設立以来18件の申請を受け付けたのに対して、ADBへのインスペクションの申請は2件を数えるのみであり、実際の審査に入ったケースは皆無である。

サムット・プラカンプロジェクトにおいても、ADBのインスペクション申請を決めるまでには多くの議論があった。プロジェクトを止めることができるかどうか分からない手続きに、時間と労力をかけるのは、一種の冒険とも言える。

ADBがアカウントビリティを果たすための一つのツールとしてインスペクション・ファンクションを捉えるのであれば、少なくとも上記の問題点は即刻に解消されるべきであろう。

インスペクションの過程で、理事会は2つの決定を行う。1つはインスペクションの開始を決めるときであり、もう1つは、実際の審査結果と勧告を受け入れるかの決定である。不十分なインスペクションの制度とはいえ、運用の改善や理事会の決断によって、住民の声を反映した審査プロセスとすることは不可能ではない。最大出資国である日本政府の対応が問われている。

【パクムンダム】

あらゆる面で失敗と報告書、高くついたプロジェクトは犠牲しか残さなかった

バンコク・ポスト、2000年9月20日

世界ダム委員会(WCD)は、パクムンダムはあらゆる面で失敗作だと宣言した。

昨日(19日)発表された報告書では、このダムは経済的に正当化できないし、ムン川の生態系に深刻な悪影響をもたらし、また村人の生活を破壊したと述べている。

報告書は、メコン河流域のこのダムに関する初めての独立した総合的かつ対等なレベルでの見直し分析という触れ込みである。報道機関にリークされたあとプロジェクト開発者であるタイ発電公社(EGAT)によって反論されたこれまで説明を確認するような内容だった。

パクムンダムは委員会チームによって調査された世界の7つのダムの1つである。この委員会はダムの経済影響、環境への結果、社会的意味、意思決定過程、それにプロジェクトを支えた制度的な構造について調査を行った。

委員会のスポークスマンであるJames Workman氏によれば、この企ては「ひどく競合した資源開発の戦場での共通の基礎を築くもの」であった。

委員会は世界保全連盟(もしくは国際自然保護連盟=IUCN)と世界銀行が共同で設置したものである。

利益、費用それに影響の事前予測と現実との乖離に関する疑問について言えば、事前予測の38億8千万パーツと実際にかかった65億700万パーツとの間の費用超過は、度を過ぎたものとはみなされなかった。

しかしながら、補償や住民移転の費用は、予測された2億3155万パーツから11億1310万パーツにはねあがっている。元々の予測には入っていなかった漁業の損失への補償は、3億9560万パーツにのぼっている。

またパクムンダムプロジェクトが実際に発電している電力量は、1995-98年の日々の電力産出量から計算すると、わずかに20.81メガワットでしかない。予定発電能力は150メガワットなのである。報告書は「プロジェクトは経済的には正当化できないと見なされる」と述べている。

パクムンプロジェクトは、多目的開発プロジェクトとして導入されたが、流し込み方式(run-of-river)のダムが灌漑利益をもたらすというのには疑問がある。60平方キロの貯水池からの漁業生産高は、魚の放流なしで年間ヘクタール当り100キロ、魚を放流するプログラムを導入すれば220キロになると見込まれていた。より現実的な見通しは年間ヘクタール当り10キロだったであろう。パクムンダムによって移転せざるをえなかった人々は、漁

獲高の減少の結果、当初予測の241世帯から1700世帯に拡大した。

1994年以前に、ムン川とチー川の集水域で記録された265の魚種のうち、わずか96種しか上流地域で記録されなかった。上流での漁獲高は60-80%も減少したのである。魚の通り道、もしくは魚道は、200万パーツをかけてダムの完成後に建設されたが、魚の上流への回遊を助けることはできなかったと見られる。淡水エビ(Macrobrachium rosenbergi)の貯水池での放流の費用は、1995-98年にかけて年間3万1920ドルから4万4240ドルの間だった。しかしながら、この種は淡水では養殖できないため、この放流は漁民たちに何ら収入をもたらすことはできないだろう。漁業コミュニティは漁獲が50-100%も減少し、多くの魚種が消滅したと報告している。

50以上の天然の早瀬(rapids)は永遠に水没した。こうした早瀬は多くの魚種の棲み家となっていた。早瀬の消失が漁業に与える影響は、プロジェクトの環境影響調査では評価されなかった。

誰が得をして、誰が損をしたのかという疑問について、報告書は「全てのステイクホルダーが失う方の立場になるだろう。それは破壊された生態系だけでなく、実際には失ったものを緩和するのが難しい緩和の努力によって支出が増大したことからも言える」と結論付けている。

報告書は当局を非難している。それは意思決定の早い段階で影響を受ける村人たちと相談しなかっただけでなく、プロジェクトや緩和策の意思決定にこうした人々を巻き込む努力をしなかったことを挙げている。

報告書はまた、プロジェクトは世界銀行のガイドラインと整合していないと述べている。世界銀行のガイドラインは、再設計されたプロジェクトの実施の前に、新しい環境影響評価や適切な影響緩和策を要求している。

ダム反対派に襲撃: 武装した男たちが二つの拠点を破壊

Thanin Kitnanthakhun, Pennapa Hongthong
ネーション、2000年11月20日

目撃者によると、昨朝、ウボンラチャタニ県で、棒を振り回した多数の男たちがパクムンダムに反対する住民たちをダム現場から強制的に排除、木製の仮設小屋に放火し、住民約30名が負傷、うち少なくとも2名が重傷を負った模様である。

襲撃を行ったのは、現場を常態復帰させるためにタイ発電公社(EGAT)が雇ったと言われる男たちで、「永遠なるムン川の村」のうち第七村と第一村を、それぞれ

午前5時と7時ごろに襲った。村民たちを強制的に排除した後、男たちは家屋を取り壊し、火を付け始めた。学校の仮設校舎も破壊された。

何百組にもおよぶ家族が、論争的となっているダムに対して反対の意思表示を行うために、現場を占拠していた。EGATによれば、住民たちによる占拠が保安上の問題となっていた。

襲撃は昨日、現場に女性と高齢者しかいない時に行われた。男性たちは農作物の収穫のために現場を離れていた。村民たちは正午前、襲撃現場からほど遠くない場所に集結した。双方が石や火を付けた布を投げつける行為に及んで、現場では緊張が高まったが、ほどなく警察の保安部隊が派遣され、現場を制圧した。

村民によると、排除に抵抗した者は暴力を振るわれ、30名にのぼる者が負傷した。ニラン・ピタクワットチャラ上院議員（ウボンラチャタニ県選出）のもとに複数の村民から寄せられた情報によると、襲撃した男たちは銃やナイフを使用した。「70歳になる村人が荷物をまとめて逃げようとしてたんだ。手を貸そうとしたら、ナイフと棒で武装した男たちにやられた」と、負傷したドゥサディー・チャントン氏は語った。「刺されて重傷を負った村人もいるって聞いた。」

同じく村民のブンペン（姓不詳）氏は、頭部を殴られ重傷と伝えられる。「抵抗しようとした者は殴られた。男たちは目に入るものには何でも火を付け、学校も見逃してくれなかった」と、ダム反対運動を主導する貧民フォーラムのメンバー、ソンパン・クンディー氏は語った。同じく貧民フォーラムのメンバーのジャリン・ワットワリン氏は、襲撃の裏でEGATが糸を引いていると語った。EGATはこれまで何度も住民を現場から追い出そうとした。「男たちがEGATに雇われたのは明らかだ。今回のようなことは、初めてじゃない」ワットワリン氏は語った。六月にも村民を追い出そうとして失敗した事件が起こっており、反対派はEGATが真の首謀者であると主張していた。

EGATは保安上の理由から若者を雇い、現場を警備する警察官の補助をさせていたと伝えられる。EGATは現場を立ち入り禁止としていたが、反対派の排除には成功していなかった。

ウボンラチャタニ県警察署長のバムルン・スクパニット陸軍少将は、今回の事件について調査を行うように指示を出したと語った。貧民フォーラムは、本日メディア関係者に対して現場を案内して回る予定である。「民衆主義をめざす運動」は声明を発し、襲撃を非難した。声明は、また、チュアン政権は平和的に活動する住民たちに対する「野蛮な」行為の責任を負うべきだとしている。

昨日の時点では、EGATから公式の反論は出されていない。ダムに勤務する複数のEGAT職員は、匿名を条件で、現場は立ち入り禁止になっており、村民たちは繰り返し立ち退くよう警告を受けていたと語った。

【サムット・プラカン汚水処理プロジェクト】

抗議の住民がクロンダンに殺到～汚水処理施設建設現場の占拠を計画

Anchalee Kongrut

バンコク・ポスト、2000年12月25日

昨日朝、クロンダン区で行われている汚水処理施設の建設に反対する住民が建設現場に押しかけ、環境への悪影響や不正の疑惑などの問題が解決するまで施設の建設を中止するよう申し入れた。住民約500名は警官隊の停止線を突破、建設現場に通じる唯一の道路を占拠し、全ての作業を中断させることに成功した。武器を持たない警官隊約100名による制止はいとも簡単に振り切られたが、衝突には発展せず、けが人も出なかった。

反対住民は、二年間にわたる反対運動で忍耐の限界に達したと語った。「私たちは建設現場を占拠するつもりです。バクムダムの反対運動と同じです。違いは、私たちの我慢が限界にきていることです。」住民リーダーのダワン・チャントラハサディー氏はそう述べた。反対住民は、政府がクロンダン区を漁業保護地域に指定し、漁業と関連産業に影響を与える大規模開発計画を中止するよう要請した。

ダワン氏はまた、公害管理局が建設計画の環境影響評価を行い、公聴・討論会を開き、その模様をテレビ中継するように申し入れた。当初チャオプラヤ河兩岸の二箇所に分けて施設を建設することで計画が始まった時には調査が行われたが、二つの施設が一つに統合される変更が加えられて以来、新たな調査は行われていない。建設計画を監督する水質管理局のユワリー・インナ局長は、同局が反対住民の要求を検討すると語った。

しかしユワリー氏は、不正疑惑については汚職防止や司法上の手順に従って立証されなければならないことを強調した。「主張するだけでは、政府に計画の中止や停止をさせる根拠にはならない。不正を突くのなら、そこに焦点を当てるべきだ。疑惑だけで建設計画がもたらす恩恵を無駄にするわけにはいかない。」

この汚水処理施設が完成すると東南アジアで最大規模となり、サムット・プラカン県の工場や家庭から排出される汚水を日量最大50万立方メートルまで処理することが可能である。同県の水質汚染は危機的な状況に達している。建設計画は約30%完成しており、2002年初頭に稼働予定である。建設計画に支障が生じると政府には制裁金を支払う義務が生じる、とユワリー氏は語った。

二年間にわたる反対運動の過程で、住民は複数の関連機関に対して住民側の様々な主張を検証するように働きかけてきた。これには、国家汚職防止委員会や上院環境委員会のほかに、海外の融資機関であるアジア開発銀行（ADB）や日本の国際協力銀行（JBIC）がある。

「不正疑惑」とは、主に20億パーツをかけた土地取得と建設地の変更の問題である。このため、建設費用は130

億パーツから 230 億パーツに上昇した。地元選出の国会議員ワッター・アサワヘーム氏を含む数人の政治家が、建設地を売却した企業に出資している。また、建設を受注した企業には政治家とのつながりをもつものが多く、工業大臣で国家開発党幹事長のスワット・リプタパロップ氏一族が所有する企業も含まれている。

【メコン河大洪水】

ベトナムの洪水犠牲者 258 人に

David Brunnstrom
ロイター、2000 年 10 月 4 日

ベトナムでの洪水による犠牲者が切れ目なく増えており、国際赤十字は数十万人の被災者への緊急米救援を計画していると水曜日に話した。一方でオーストラリアの空軍は毛布を空輸すると言われている。(中略) 国際赤十字の John Geoghegan 氏は、およそ 400 万人がメコンデルタの 8 つの省で被害を受けたとしている。洪水による犠牲者は水曜日で 258 人を数え、省の役人によればそのうち 205 人が子どもだということである。洪水はデルタの上流部では先週徐々にひいてきたが、完全に水がひくのは 11 月終わりとみられているし、疫病への懸念が持ち上がっている。「農民たちは、コレラやデング熱、また皮膚病に対する薬を必要としている」、最も被害の大きい Dong Thap 省のある役人がそう話していた。『ラオドン(労働)』紙は 200 万人がコレラのワクチンを必要としている一方で、厚生省はわずか 30 万粒しか提供できていないため、政府に対して更に 60 億ベトナムドン(約 43 万米ドル)を求めている。

国連機関がメコン河の洪水の原因は森林伐採であると非難

ロイター、9 月 22 日

9 月 22 日金曜日、国連機関が、森林伐採こそがここ 1 ヶ月インドシナ半島とメコンデルタに大打撃を与えた洪水の原因であると述べた。

国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)は声明の中で、多くのアジア諸国において、森林は 1995 年から 25%、1945 年からは 70%減少したと指摘した。ESCAP は洪水の他の原因として、河道や排水溝の減少、氾濫原や湿地の埋め立て、都市・住居地域の急速な拡大を挙げている。

インドシナ半島からメコンデルタにかけてのここ 1 ヶ月の豪雨により、カンボジア、ベトナム、ラオスおよびタイにおいて、数百人が死亡し、100 万人以上が家を追われた。

ベトナムのメコンデルタの水位は金曜日には安定したが、ここ数十年で最悪の洪水の犠牲者は少なくとも 66 人に上っており、その多くが子どもである。ラオス農業省は、1978 年以來最悪の洪水によって、18,423 世帯が影響を受け、国中で 48,724 ヘクタールの耕作地が損害を受けたと報告した。

北・東北タイに苦難をもたらした洪水の水は、今やタイの中央平原へと溢れ出し、バンコクからたった 76km のアユタヤにまで達していると当局が述べた。アユタヤの世界遺産の安全性についても懸念されている。アユタヤ遺跡は古い宮殿、廃墟、寺院などを含み、そのいくつかは 1995 年の洪水で損傷を受けている。この歴史的な街を守るために、チャオプラヤ川の両岸に 2m のコンクリート壁が建設された。

この地域での洪水による災害の激しさはここ数年増しており、発展途上国にさらに深刻な社会・経済的な影響を与えていると ESCAP は語った。

ESCAP の地域調査によれば、1998 年に起こった洪水は、バングラデシュ、中国、インド、ベトナムにおいて 7,000 人の死をもたらし、600 万以上の家屋を破壊し、ほぼ 2500 万ヘクタールの耕作地をだめにした。

メコン河開発メールサービスのご案内

このニュースダイジェストに掲載している情報は「メコン河開発メールサービス」からの抜粋です。実際には 1 か月に 12 本程度のニュースを電子メールで配信しています。現在は基本的には年間千円という有料制をとっていますが、これは多少の負担をすることで情報の中身に関心を持って頂くことが狙いです。配信を希望される方は、本誌の裏表紙をご参照下さい。

ムンの砂浜

木口由香

1994年にパクムン・ダムが運用を開始して以来、メコン河を回遊する魚のほとんどがムン川に帰っていけなくなった、と今もダムに反対する人たちは訴える。

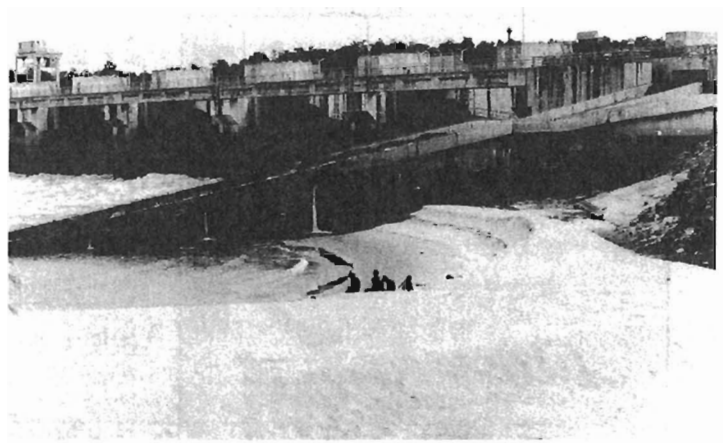
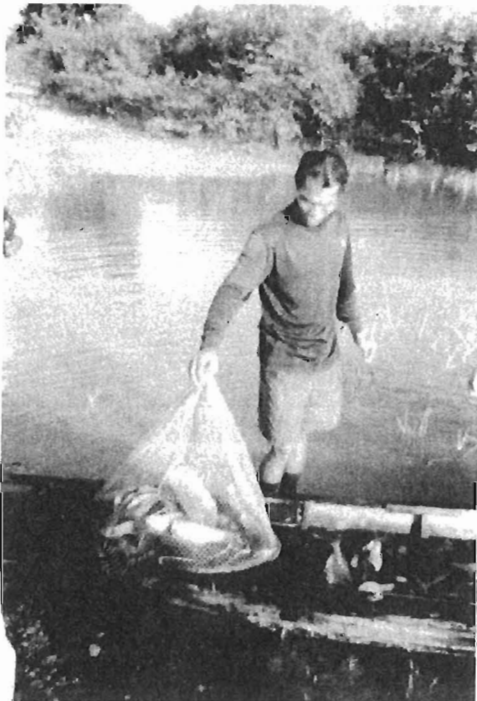
しかし、「経済発展のために、ダムは必要」で、ダムには8万ドルをかけて魚道が設置されており効果を上げている、と事業主のタイ発電公社はアピールした。だが、効果のほどは疑問視されている。特集で取り上げた「世界ダム委員会」の調査は、パクムン・ダムをケーススタディとして取り上げた。その中で、「現在設置されている魚道より、デニール式など別の魚道の方がより効果的であろう」と報告がなされたからだ。



ムン川を遡上できなくなった魚と同じように、「砂」も川を降っていけなくなった。自然な状態であれば、川は毎日大量の土砂を海に運んでいる。一部は下流の河川敷をつくり、波に洗われる砂浜に砂を運ぶ。日本の砂浜が、高度成長期以来どんどん失われており、毎年莫大な費用をかけて「護岸」工事が行われているのは良く知られている。その一方で、上流にあるダムの貯水池では、年々溜まっていく土砂を排出する算段をしなくてはならない。莫大な費用をかけて土砂を除き、それを捨てる場所を探す。これは世界中どここのダムでも同じだ。この現象は「ダムの堆砂」と呼ばれており、放っておくとダムの貯水池はいつか埋まってしまう、ダムは機能しなくなる。



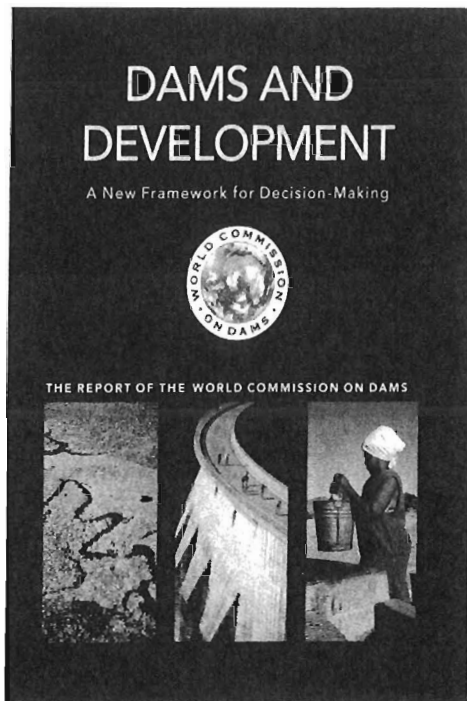
今年、パクムンでは住民の反対運動が功を奏してか、ダムの水門が開き、貯水池の水が抜かれ多くの魚が遡上した。そして、たまっていた砂も下流に流れ出した。写真は、4ヶ月の水門開放で下流に流れ出した砂が作りだした新しい岸辺だ。たった6年間だが、ダムの底に溜まった砂は膨大であったことが見て取れる。ダム下流の左岸に溜まった砂は、まるで砂浜のようである。住民たちはタイの有名なリゾートをもじって、新しくできた景観を「ミニ・パタヤビーチ」と呼んでいる。突然現れた砂浜で、子どもたちは楽しそうに遊んでいたが、上流の汚染も共に連れてきた砂に長く触れていると、痒みを催すことがあるという。



ダムの水門を開ければ、堆砂というダムの宿命を逃れダムの寿命を延ばし、住民の要求する魚の遡上を助けることができそうだ。ただ、世界銀行の借款で建設費の一部が賄われたこのダムが、水門を開けている間は発電できず一銭も生み出さないばかりか、維持管理費がかかり支払利子だけを生みつつける、ということにはなるのだが。

リソース&情報センター

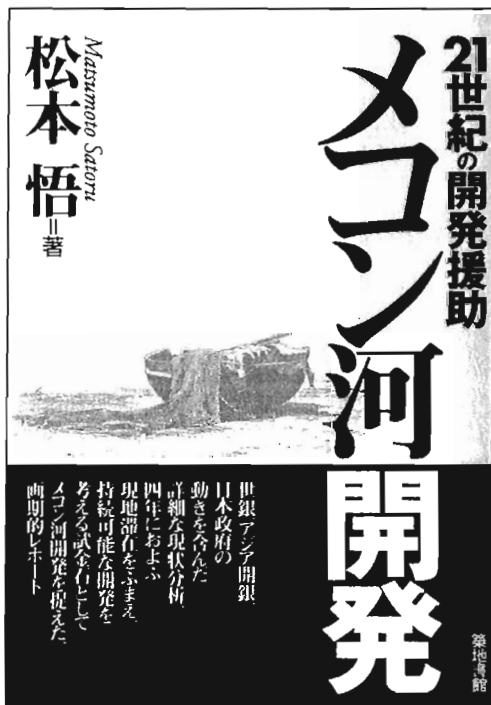
このコーナーでは、編集部（メコン・ウォッチ）に届く様々な文献や資料をご紹介します。ここで紹介された文献や情報につきましては、メコン・ウォッチで閲覧などが可能です。お問い合わせは 03-3832-5034 までどうぞ。



Dams and Development: A New Framework for Decision-Making

The Report of the World Commission on Dams, Earthscan, 2000 年

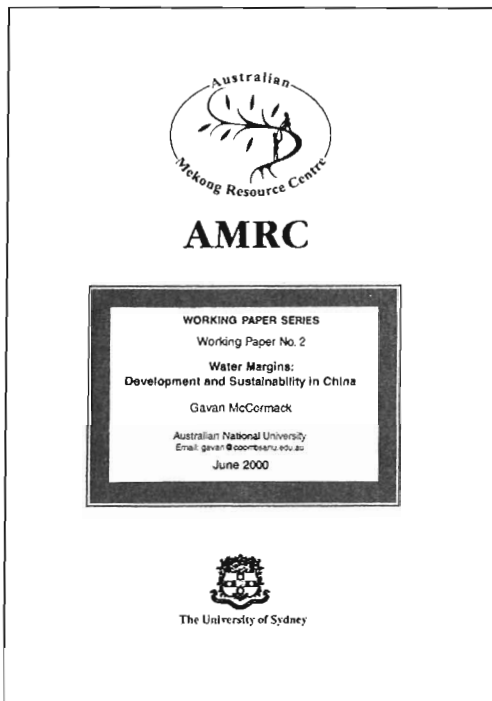
本誌で特集した世界ダム委員会 (WCD) の最終報告書。膨大な調査結果をまとめた前半部分の世界大規模ダムレビューは、世界中の巨大ダムを分析した貴重な資料である。また、後半の提言部分では、WCD 勧告の 1 つ 1 つが丁寧に説明されており、本誌の限られた紙面だけでは伝えられなかった WCD 勧告の具体性をより確かに理解することができる。注文は <http://www.dams.org/> を参照。



21 世紀の開発援助 メコン河開発

松本悟著、築地書館、1997 年

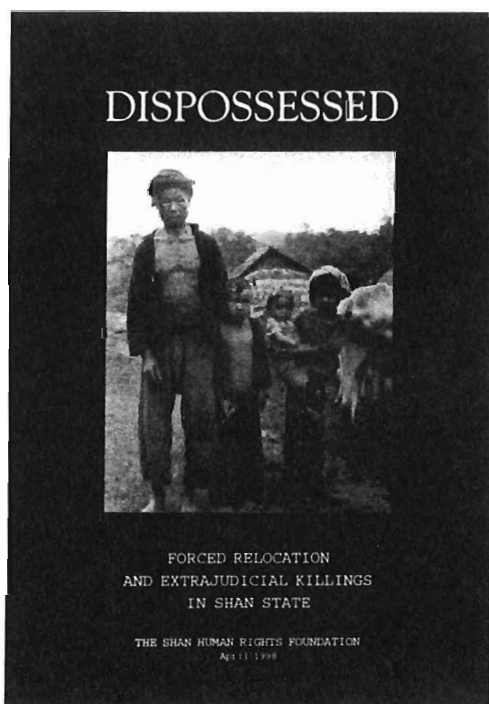
1992 年から 4 年半にわたって NGO スタッフとしてラオスで活動した著者が、メコン河流域のダム開発について、現地の踏査と数多くの文献を通じて調査した書。援助する国際機関と影響を受ける人々の双方への綿密な取材から問題を分析し、持続可能な開発というお題目と現実のダム開発の乖離を指摘している。なお、著者の松本は現在メコン・ウォッチの事務局長である。



Water Margins: Development and Sustainability in China

Gavan McCormack, AMRC Working Paper No.2, 2000年

メコン河流域のダム開発でブラックボックスとも言えるのが、最上流の中国である。日本の現代史や水資源問題に関する著作も多いオーストラリア国立大学のガバン教授が、2000年初めに中国の水問題を調査したレポートである。揚子江、メコン河、サルウィーン川、そしてチベットの超巨大ダム計画などについて分析している。注文はオーストラリアメコンリソースセンター（AMRC, Mekong@geography.usyd.edu.au）まで。



Dispossessed: Forced Relocation and Extrajudicial Killings in Shan State

The Shan Human Rights Foundation, 1998年

シャン人権基金という NGO による、ビルマ・シャン州における強制移住や超法規的処刑の実態に関する報告書。1997年から1998年にかけての調査を元に、ビルマ軍事政権が人々に強いてきた移住の実態や、軍による人権侵害の実態を明らかにしている。本誌でも報告されているタサンダムは、このシャン州内に位置し、プロジェクトの準備・実施に伴う人権侵害が懸念される。

この報告書はインターネットで英語と日本語で読むことができる。詳しくは、以下のページを参照。

○日本語によるビルマ民主化運動情報

<http://www.jca.apc.org/~kotetu/burma/>

メコン関連の定期刊行物の最新号

Mekong Fish Catch and Culture Vol.6 No.2 - December 2000

発行：Mekong River Commission

特集：魚道と回遊－魚道は水開発による魚の回遊への影響を緩和できるか

Mekong Update Vol.3 No.4 January-March 2000

発行：Australian Mekong Resource Centre (シドニー大学)

特集：「信用」と開発－債務・マイクロクレジットと小農民、流域からのニュース（サムット・プラーカン汚水処理プロジェクト、貧民連合と学術的活動主義、メコン河洪水など）

購読者・会員・協力者大募集

本誌を発行しているメコン・ウォッチは、メコン河流域の自然と人々の生活のつながりを、調査研究や国際開発機関への政策提言によって支えていこうと、1993年に8つのNGOのネットワークとして誕生しました。現在、本誌の購読会員・普通会員・団体会員・賛助会員を募っております。また、本誌の編集や、翻訳などを手伝ってくれる方々も随時募集中です。

年会費

購読会員	本誌の購読（年4回）	3000円
普通会員	本誌、リソースセンター利用、総会での投票権など	5000円
団体会員	普通会員と同じ、ただし本誌2部送付	1万円
賛助会員	総会での投票権がない以外は普通会員と同じ	5000円以上
メールサービス	メコン河開発に関する情報サービス	1000円
郵便振替	00190-6-418819	

投稿・投書をお待ちしています

本誌はその名の通り「フォーラム」を目指しています。本誌の内容に対する読者の方々のご意見、あるいはメコン河流域で活動や研究をされている方々からの調査報告や投稿、またこんなことを取材してはどうかという情報などを常時募集しています。原稿の場合はなるべく2000字以内にまとめてお送り下さい。掲載については編集部（メコン・ウォッチ運営委員会）で決めさせていただきます。

フォーラム Mekong Vol.2 No.4 2000（季刊）

発行日	2000年12月28日
編集責任	松本悟、福田健治
編集協力	土井利幸
表紙	赤阪むつみ
編集・発行	メコン・ウォッチ（Mekong Watch Japan） 〒110-8605 東京都台東区東上野1-20-6 丸幸ビル5F Tel: 03-3832-5034 Fax: 03-5818-0520 E-mail: mekong-w@xdsl.ne.jp Website: http://www.jca.apc.org/mekongwatch/

定価 500円（送付手数料別）

■本誌の発行費用の一部は財団法人イオングループ環境財団の助成を受けています。■